

# ル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状(616年)

—ある聖界貴族を通して見たフランク社会(1)—

佐 藤 彰 一

## はじめに

590年に入って深刻な様相を呈し、613年のネウストリア分王国の勝利とともに終結するフランク分王国間の内戦が、慢性的とも言える紛争状況に置かれたメロヴィング期フランク史の中でも特に重要な意義をもち、またクロタール2世の統一王権による新体制の開始を告げるパリ勅令(614年)が、メロヴィング王国政治史・国制史の転換を画す一大事件であったという点については、歴史家のあいだでほぼ確立した認識となっており、通説としての地位を占めていると言ってよいであろう。この論文で、その遺言状を詳しく検討するル・マン司教ベルトラムヌスは、586年頃に司教に就任し、クロタール2世に忠誠を誓った教会人として、絶えずこの争乱の渦中にあつた人物で、そのためもあってか、フォリオ版の刊本で18頁にも達する類例の無い長い遺言状には、この戦乱のみならず、6・7世紀交の時期における政治、社会、経済の具体相を明らかにする事実が少なからず盛り込まれており、また本文の大部分を占める土地財産の列挙とそれらの取得原因の説明は、簡略ではあるものの、他に有力な史料を持たない7世紀初頭の所領構造、および生産・流通組織研究の素材として貴重である。7世紀という時代は、大陸西欧社会がイ<sup>(1)</sup>ングラ<sup>(2)</sup>ンド、北海諸地方、地中海沿岸と緊密に結びついた流通網を組織し、古典莊園制とい<sup>(3)</sup>う西欧独自の生産と支配の仕組みを創りだし、その普及に主導的役割を果たした大修道院が、アイルランドから到来したコロンバヌスの影響下に司教の支配から脱して、聖界領主として文化・経済の両面で重要な革新を実現し、さらにローマ教皇がガリア教会の掌握に本格的に乗りだし、その結果両者の間にこれまでにない密接な関係が確立するなど、一言でいえば西欧中世社会発展の歴史的枠組が形成された時代であるだけに、地域史的な手法による詳細な研究は、その変化を具体的に把握し、歴史の内実をより豊富にするのに有益であろう。

ところで、この遺言状の原本は、ベルトラムヌス自身が創建したル・マンのサン=ピエール・ボ<sup>(4)</sup>ール修道院にフランス大革命まで保存されていたが、革命の混乱のなかで失われてしまった。革命以前にこの原本を見た一人、P. ルヌアールの証言によると、それは羊皮紙を纏ぎ合わせた幅50cm、長さ7mの細長い帶状の体裁で、巻物状にして保管されていた。今後この原本が再発見される可能性が絶無とは言えないにしても、極めて少ないというのが妥当な見通しであろう。従ってわれわれが底本として依拠するのは、9世紀後半に書かれた『歴代ル・マン司教行跡録』(Actus

pontificum Cenomannis in urbe decentium) の12世紀頃の写本によって伝来している版の刊本である。<sup>(10)</sup> 本稿では印刷された刊本としてパルドゥッシュとビュソンニルドウリュの二つの版を、<sup>(11)</sup> また未刊行ではあるが、現在ル・マン市立図書館に手稿本224番として保存されている、先の『Actus』の写本から直接に転写した最新の版であるF・ガドヴィのテクストも参照する。<sup>(12)</sup> 緯字形、句読点法に相違がある場合は、後者に優先的に依拠しよう。

## 注

- (1) 世良晃志郎「フランク時代における貴族と土地所有」久保正幡編『中世の自由と国家』上巻 創文社 1963年 43頁。徳田直宏「クロタール二世の教会支配—メロヴィンガー・フランク前期における王権と司教叙任問題について—」長谷川博隆編『ヨーロッパー国家・中間権力・民衆—』名大出版会 1985年 111-158頁。K.F. Werner, *Histoire de France. Les origines*, Paris 1984, p.325. 参照。ただ、Ed. James, *The origins of France, from Clovis to the Capetians, 500-1000*, Hounds-mills/London 1982, p.140-141のように、この勅令の意義を最小限度しか認めていない最近の概説もある。
- (2) *Actus pontificum Cenomannis in urbe decentium*, (以下 *Actus* と略記) "Archives historiques du Maine 2" éd. G.Busson et A.Ledru, Le Mans 1901, p.8による。L.Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, (以下、*Fastes* と略記) t.2 Paris 1910, p.338は、590年以前ということで、就任年代を確定していない。
- (3) *Diplomata, Chartae, Epistolae, Leges*, ed.J.M.Pardessus, t.1. réimp. Aalen 1969 p.197-215.
- (4) 最近の研究として、R.Hodges, *Dark Age Economics. The origins of towns and trade A.D.600-1000*, London 1983., R.Hodges & D.Whitehouse, *Mohammed, Charlemagne & the origins of Europe. Archaeology and the Pirenne Thesis*, New York 1983., S.Lebecq, *Marchands et navigateurs frisons du haut moyen âge*, 2 vols, Lille 1983., id. "Dans l'Europe du Nord des VII<sup>e</sup>-IX<sup>e</sup>siècles. Commerce frison ou commerce franco-frison ?" in *Annales, Économies, Sociétés, Civilisations*, 1986, n°2, p.361-377.などがある。
- (5) A. Verhulst, "La genèse du régime domanial classique en France au haut moyen âge", in *Settimane di Studio*, t.13. *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto medioevo*, Spoleto 1966, p.155 et passim, 森本芳樹『西欧経済形成過程の諸問題』木鐸社 1978年, 308-316頁参照。
- (6) F.Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich. Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinlanden und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung (4. bis 8 Jahrhundert)*, München/Wien 1965., E.Ewig, "Das Privileg des Bischof Berthefrid von Amiens für Corbie von 664 und die Klosterpolitik der Königin Balthild," in *Francia*, Bd.1, 1973, p.62-114., id."Beobachtungen zu den Kloster Privilegien des 7. und frühen 8. Jahrhunderts," in *Adel und Kirche. Festschrift G.Tellenbach*, Freiburg/Basel/Wien 1968, p.52-68.参照。
- (7) H.H.Anton, *Studien zu den Klosterprivilegien der Päpste im frühen Mittelalter unter besonderer Berücksichtigung von St.Maurice d'Agaune*, Berlin/New York 1975., W.H.Fritze, "Universalis gentium confessio," in *Frühmittelalterliche Studien*, Bd. 3, 1969, p.78-130 H.Mordek, *Kirchenrecht und Reform im Frankenreich. Die Collectio Vetus gallica, die älteste systematische Kanonessammulung des fränkischen Gallien*, Berlin/New York 1975.参照。
- (8) U.Nonn, "Merowingische Testamente. Studien zum Fortleben einer römischen Urkundenform im Frankenreich", in *Archiv für Diplomatik*, Bd.18, 1972, p.29
- (9) Ibid.

(10) F. Gadby, Le testament de Bertrand du Mans, Mémoire de maîtrise inédit présenté à l'Université de Paris X. 1969. p.14.

(11) Pardessus, op. cit. p. 197-215, Actus op. cit. p.102-141.

(12) Gadby, op. cit. p.20-70. なお著者はそのフランス語訳も試みている。p.71-135参照。

## I. ベルトラムヌスの出自と経歴

### I. 1. 出自と出身門閥

ベルトラムヌスの出自と聖職者としての経歴及び業績について、『Actus』に収められた『ル・マン司教ベルトラムヌス貌下事績』(Gesta domni Bertichramni, Cenomannice urbis episcopi 一以下『Gesta』と略記)で、ごく簡単に触れられている。それによると、ベルトラムヌスは「アキタニア人、フランク人双方の血をひく、高貴なる血統」<sup>(1)</sup>に生を享けたのであった。そして年齢は不詳だが長じてトゥールで剃髪し、聖職者となる。『Gesta』はトゥールのどの教会で剃髪が行われたかを伝えていないが、その遺言状の中でベルトラムヌス自身が、それがトゥールのサン＝マルタン修道院で挙行されたと明言している。その後パリ司教ゲルマヌスのもとで聖職者として<sup>(2)</sup>の修養を積み、しかるべき叙階を受けられた。ゲルマヌスは576年に他界しているから、ベルトラムヌスがゲルマヌスのもとで聖職者としての教育を受けたのは、遅くとも576年以前ということになろう。トゥールのグレゴリウスは『歴史十書』(以下『歴史』と略称する)において、ベルトラムヌスはル・マン司教に叙任される前はパリ司教座の助祭長(archidiaconus)であったと証言<sup>(3)</sup>しているところから、『Gesta』の語るパリ司教による叙階とは、助祭(diaconus)もしくは助祭長へのそれであったと推定される。その年代は明示されていないが、グレゴリウスの叙述で、ベルトラムヌスの司教叙任を語る第8書39章の1章まえの内容がキルデベルト2世の治世11年目、すなわち586年であり、また4章あととの第43章の内容が同王の治世12年目、つまり587年とされているところから、ル・マン司教への叙任は586年から587年かけての時期と考えられるのである。

司教就任以前のベルトラムヌスに関する、『Gesta』や『歴史』などの叙述史料に現われる直接的な記録としては、以上が全てである。遺言状を含め、いかなる史料にもベルトラムヌスの両親の名前は明かされておらず、「高貴なる血統」(nobilis genere)と言っても、具体的にどの家門に属するのか史料は完全に沈黙している。トゥール司教グレゴリウスは年齢こそ多少の開きがあるものの、ベルトラムヌスの同時代人であり、かつ両者は隣接司教区の司教同士として直接的な交渉があったのは明白であるにもかかわらず、偶然か故意か、この属司教の出自には全く触れていない。ところで先に言及したベルトラムヌスの司教叙任の事実以外に、彼は『歴史』のなかで司教就任後のベルトラムヌスの事績について二度ほど言及している。ひとつは同書第9書18章の記述で、ナント地方に侵入したブルトン人の交渉のために、王グントラムヌスの命令で使節としてオルレアン司教ナマティウスとともに派遣されたこと。<sup>(4)</sup>もうひとつは、同じく第9書41章での言及で、589年頃王族の子女を多数擁したポワティエのサント＝クロワ女子修道院で勃発した修道女

たちの反乱事件に関してであり、ベルトラムヌスは修道女を追放処分にしたボルドー司教が事情説明を行った諸司教宛書簡で、当時宮廷に参集していた司教の一人として名前が挙げられている。<sup>(10)</sup> だが要するに、いずれにおいてもベルトラムヌスの名前を挙げただけの最小限度のものなのである。M. ド・マイエは、グレゴリウスのベルトラムヌスその人というより、正確にはベルトラムヌスの出身門閥についての沈黙を故意の言い落とし、不快感の表明と考え、その理由として、かつてグレゴリウスとこの門閥の有力成員との間に生じた敵対関係を想定し、これを前提としてル・マン司教の血縁関係についての極めて大胆な仮説を提示した。以下ド・マイエの推論と、それを支持し、さらに議論を敷衍したU・ノンの所説を紹介しつつ、この点について若干立ち入った検討を加えておこう。

ド・マイエはまず具体的な事実として、ル・マン司教と同じ名前をもつ同時代人である二人のベルトラムヌスの存在に注目する。一人は577年頃から585年までボルドー司教であった同名の人物で、もう一人はこのボルドー司教の助祭で、同じくベルトラムヌスなる人物である。後者は別名 Waldo と称し、ボルドー司教ベルトラムヌスが、死の床で事実上後継者に指名したとされる男である。<sup>(11)</sup> このワルド=ベルトラムヌスは、司教ベルトラムヌスの死後、慣例に従ってボルドー市民の同意書と王への贈物を携えてグントラムヌスのもとへ赴き、正式に後継司教としての承認を得ようとしたが、結局王はサント伯ドドを後任に指名したのであった。ド・マイエはボルドー司教になりそこねたワルド=ベルトラムヌスこそ、おそらく翌年のことと思われるが、ル・マン司教に任命されたベルトラムヌスその人であったと主張するのである。グレゴリウスは『歴史』において、この二人のベルトラムヌスに言及しているながら、彼らが同一人物であるとの指摘はおろか、それをほのめかすことさえせず、全く無関係の人物の如く叙述しているのである。それにもかかわらずド・マイエが両者の同一性を敢えて主張した理由は、グレゴリウスはボルドー司教ベルトラムヌス一門にある屈折した感情をもっており、その叙述の中で好意的に描写しえなかつたこの門閥に、同輩司教であるル・マン司教ベルトラムヌスが属する事実を明示するのを避けたにちがいないという、記録の書き手の心情への憶測であり、具体的には両者の名前の同一性、それに助祭ワルドの任地をボルドーではなく、パリであると推定しうる文言の存在、の二点である。最初の点について、ド・マイエの推論を支持するノンはとりわけ、ベルトラムヌスという名前の珍しさを強調するが、他ならぬ遺言状の本文にもう一人 Betto=Bertchramnus が見えるところから、あるいはこの門閥に特有の名前かも知れないが、それ自体としては特に珍しいものとは言えない。従って単に名前の一致からだけでは、人物の同一性が証明されたことにはならない。そこでド・マイエは、ボルドー司教ベルトラムヌスの臨終に立ち会った助祭ワルドが、ボルドーの助祭ではなく、実はパリの助祭であった事実を論証しようとする。そのため彼女が注目したのは、ボルドー司教の死後後継者として王に承認を得べくパリに向かったワルドを、グレゴリウスが regressus (=regredi 戻る) という動詞を用いて表現している事実で、ここから助祭ワルドは

死の間近いことを知ったボルドー司教によってパリから急遽呼び寄せられたのであり、従ってそもそもはパリの助祭であった推論する。<sup>(18)</sup> さらに同時代の即興詩人で、メロヴィンガー王家の諸宮廷で王族、貴顕へ捧げる頌詩を数多く作ったウェナンティウス・フォルトゥナトゥスの作品集『Carmina』の一篇(IX,13)は「助祭 Lupus と Waldo に捧ぐ」(ad Lupum et Waldonem diaconos)と題されているが、ここで詩を捧げられているワルドがパリの聖職者であり、この詩が576年と584年の間に作られたというフォルトゥナトゥスの詩篇研究の成果をも踏まえて、このワルドがボルドー司教のもとへ赴いたワルド=ベルトラムヌスであったと主張するのである。フォルトゥナトゥスはこの詩の中で、まさしくル・マン司教が『Gesta』において語られているのと同じように、ワルドがパリ司教聖ゲルマヌスに特別の敬愛の情をいだいていることを示唆している。<sup>(19)</sup> このようにド・マイエは、ル・マン司教=フォルトゥナトゥスが頌詩を捧げたパリ助祭ワルド=ボルドー司教ベルトラムヌスのもとへ赴いた助祭ワルド=ベルトラムヌスという等式を論証するのにかなり成功しており、ノンによって、ほぼ確実な推定という評価を与えられている。<sup>(20)</sup>

ところで課題としてより重要なのは、有力な仮説が示されていながら依然として未解決のままに残されているル・マン司教の門閥帰属の問題である。<sup>(21)</sup> ボルドー司教ベルトラムヌスが死期の間近いことを知って、後継者に据えるべくパリから呼び寄せた人物が、洗礼名、すなわち正式な名前としてベルトラムヌスを名乗っていた事実は、この時代における司教座の同一門閥成員による<sup>(22)</sup> 繙承傾向を考慮するならば、両者が血縁関係で結ばれていたことを示す有力な材料である。

さてボルドー司教ベルトラムヌスの親族関係は、『歴史』の叙述から相当程度復元することが出来る。それによると彼の母親は Ingirude なる女性であるが、<sup>(23)</sup> 彼女はクロタール1世の妻となつた二人の姉妹 Ingunde, Aregunde と姉妹関係にあったと見られている。インギトルデには Berthegunde という名前の娘がいた。E・エヴィヒやノンはル・マン司教の母親として、このベルテグンデの名を挙げている。<sup>(24)</sup> 『歴史』第9書33章はインギトルデ・ベルテグンデ母子の確執と、ベルテグンデとその夫、すなわちエヴィヒやノンがル・マン司教の父親と推定している男との諍についての、複雑かつ詳細な報告で占められている。かなり長期にわたって続いた母子・夫婦間の争いを、グレゴリウスは当該章の時間的枠組を越えて、その発端にまで遡って叙述しようとしたため、また繰り返す諸事件間の時間的隔たりが必ずしも明記されないために、その正確な年代的な再構成にはかなりの困難がともなう。だがル・マン司教ベルトラムヌスが、果たして Ingunde-Aregunde-Ingirude ジッペに帰属するのか、そうであるとすれば、どのような位置にか、といった点を明らかにするためには、これは欠かすことの出来ない手続きである。

以下若干の紙数を費やして、『歴史』第9書33章の内容を要約しておこう。まずグレゴリウスはインギトルデがトゥールのサン=マルタンの前庭に小修道院を建てて住んでいたが、この章に当てられた589年頃に、自分の娘ベルテグンデを告発すべく、国王グントラムヌスの前に姿を現した

ところから書き出す。そのあと叙述は、このインギトルデの修道女で、以前パリの王であったカリベルトの娘が、院長インギトルデの不在を格好の機会としてル・マン地方に帰って行くという、一見脈絡から外れたように見える些事を1, 2行述べた後で、この章の中心テーマであるインギトルデとベルテグンデの確執を、時間を遡って詳しく語ることになる。発端は、創建者であり院長でもあるインギトルデが娘にたいして、夫と子供を棄てて、後継院長になるために自分のもとで修道生活に入るよう勧誘したことにあった。娘はこれに応えて、夫とともにトゥールに到来し、そして夫に一人で故郷に帰って子供と領地を世話をるように促し、自分はトゥールの母親の修道院にとどまる意志を宣言した。思いあまた夫は、作者でトゥール司教であるグレゴリウスを訪れ、妻の翻意のための関与を要請。グレゴリウスは懇願を受けて、幸福な結婚生活を軽視するような行為は破門に倣すると威嚇して、ベルテグンデに世俗生活の放棄を一応断念させる。発端からここまで、ひとまとまりの時間の中で推移した事態である。この局面をAとしておこう。

その後3, 4年してから、再度のインギトルデの要請に応じて、娘は夫の留守中に自分と夫の財産を携え、息子を一人伴ってトゥールに到来した。しかし母親は娘の夫からの追求を恐れ、彼女を自分の息子であるボルドー司教ベルトラムヌスのもとへ送った。ベルテグンデの夫はボルドーまで追いかけ、何とか妻を帰郷させようと努力するが、ボルドー司教は彼らの結婚がもともと両親の同意を得ていなかったとして、何度かボルドーに足を運ぶ夫の要求を拒否し続けた。ここで作者グレゴリウスは、二人の結婚が行われてから既に30年が経過した事実を付け加えている（88）が、これは二人の結婚の時期を推測する有力な手掛りを与えてくれると同時に、30年間の実質的な夫婦関係が、親族による同意なしの結婚を適法ならしむるという法慣行が、ローマ的色彩の強いガリアで一般原則になっていたらしいことを示唆している。それはともかく、ここまでがひとまとまりの局面で、これをBとしておこう。

このBから次のC局面まで、どのくらいの時間が経過したか、推測を許すような文言を見い出せないのだが、ベルテグンデの夫が、妻を取り戻すべく足繁くボルドーに通ったという事実から、せいぜいのところ1, 2年、場合によっては数か月しか経過しないでC局面に入ったとみられる。この局面の詳しい年代はわかっている。それは、クロタール2世の洗礼式に臨席すべく、パリに赴く途中オルレアンに到来した王グントラムヌスの面前で、おそらく王に随行していたと思われるボルドー司教ベルトラムヌスを、待ち受けていたベルテグンデの夫が激しく非難することが始まる。（86）585年7月のことである。非難の内容を知った王は、ボルドー司教とベルテグンデの行動に怒り、司教にただちに後者を夫のもとに返すよう命じた。この時王は、ベルテグンデを自らの親族であると、またボルドー司教を母方の血統による親族であると明言している。これにたいしてボルドー司教は命令に服すると見せかけ、実はベルテグンデに使いをやってトゥールのサン＝マルタン修道院に修道女として留まるよう指示したのであった。兄の指示に従って修道衣に身を包んだ彼女は、夫の要求を拒否するのである。この間、ボルドー司教ベルトラムヌスが病没する。

それが585年中なのであるから、このC局面は585年7月から同12月までの半年間の出来事ということになる。

最後のD局面は、兄ベルトラムヌスの死に衝撃を受けたベルテグンデは、一時自らの態度を反省し、ポワティエ地方に身を落ちつけるところから開始する。彼女をあくまで後継院長にしようとする母とベルテグンデとの溝は深まり、男子の相続人の死によって生じた、父系財産の相続争いに発展する。グレゴリウスによれば、一方は子供に権利があるとし、他方は妻の権利が優先すると互いに譲らず、国王法廷に幾度か訴えた。そして結局、四分の一がベルテグンデに、四分の三がインギトルデと「一人の息子」から得た孫たちが受領すべしという判決が下されたのである。この「一人の息子から (de filio uno)」という表現が、インギトルデに未知の息子がいたことを指しているか、それとも周知の息子ボルドー司教ベルトラムヌスを、それとなく指しているのか判然としない。<sup>(39)</sup>ボルドー司教の経歴が不明なために、彼が司教登位以前に俗人として結婚生活を送ったことがあるのかどうかは明らかではないが、もしそうであるとすれば、その時期の子供ということも充分考えられる。さて、この最後のD局面は586年から、この章の冒頭部分が位置する589年の間である。<sup>(40)</sup>翌590年に、インギトルデは満79歳の長寿を全うして他界した。

ル・マン司教ベルトラムヌスの出自に関する通説的見解では、前に述べたように、インギトルデの娘ベルテグンデをその母親に同定している。従ってかりにベルテグンデが一度しか結婚していないとすれば、ベルトラムヌスの父親は長々と紹介したばかりの33章の記述の中で、執拗に妻を追かける人物ということになろう。おそらくこの人物は、フランク王国の有力者の人と推定される。グレゴリウスが終始その名前を秘して挙げないのも、この人物の体面を慮っての事と思われるるのである。

次に33章の叙述その他を手掛りとして、ル・マン司教ベルトラムヌスが、果たしてベルテグンデとその夫の子供である可能性が、年齢の面から成立しうるか否かを検討してみよう。ベルトラムヌスがル・マン司教に叙任された時の年齢は不明なので、もとより厳密な論証は期待できないのだが、蓋然性の枠内で判断することは出来よう。出発点となるのは、祖母とみなされるインギトルデの生年であるが、彼女は590年に79歳で死去しているから、511年に生まれたことになる。彼女が何歳で結婚したか、これまた一切記述が無いので推測の域を出ないのだが、仮に10代の終わりから20代の初めと考えると、530年前後ということになろう。この結婚から生まれた最初の息子と思われるボルドー司教ベルトラムヌスが病没したのが585年であるから、彼がインギトルデが結婚して間もなく生まれた息子だとすると享年55歳となり、とりたてて若くも、また老齢ということでもなく、彼が生前フランク政治世界で有した影響力など勘案しても妥当な年齢であろう。妹ベルテグンデとの年齢差は不明だが、仮に4、5歳離れているとすれば、535年頃がベルテグンデの生年比定されるから、ル・マン司教の父親との「結婚」は555年前後ということになるであろう。

33章のC局面(585年)に関して、グレゴリウスは、二人が「結婚」後約30年を経過していると

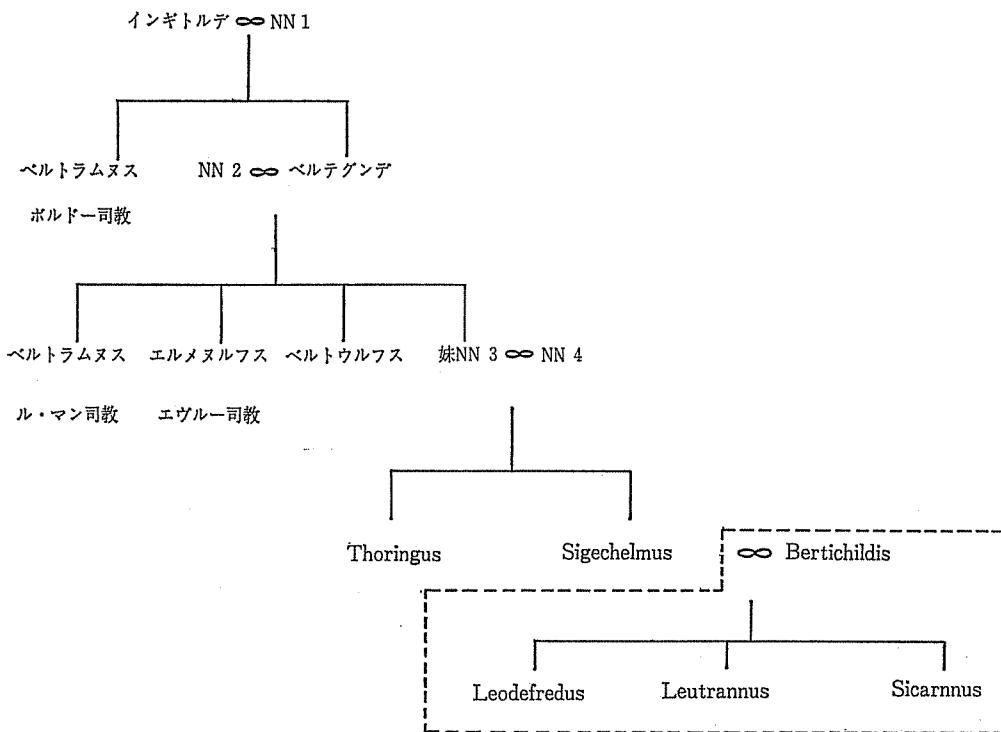
述べているが、555年という推定時期がこの証言からも裏付けられる。この事件の発端となったB局面はC局面を遡ること3, 4年であるから、581~2年頃に位置づけられるが、この当初から作者のグレゴリウス自身が、事件に司教として関与していた。彼がトゥール司教に任せられたのが573年であるから、事件の発生はその司教在任8, 9年目にあたり、この面からも、われわれが提示するクロノロジイに不都合な点はない。555年頃をベルトラムヌスの父母の「結婚」の時期と考えると、彼が586年頃にル・マン司教に叙任された時、その年齢はおよそ30歳ということになる。ちなみにトゥール司教グレゴリウスが助祭に任命されたのは25歳、司教に叙任されたのは35歳であった。<sup>(41)</sup> ベルトラムヌスの遺言状は616年3月27日の日付を持っているが、彼がこの時期に死亡したと仮定すると、555年を生年とした場合の享年は61歳となる。『Gesta』は彼の死を、<sup>(42)</sup> 「歳月を経、良き老齢を迎えるやかに没す (plenus dierum, in senectute bona, obiit in pace)」<sup>(43)</sup> と表現している。senectus (老齢)なる呼称は、セヴィリアのイシドルスが提示するある年齢区分法によれば、50歳から77歳までを指すのに使われる。<sup>(44)</sup>

ベルトラムヌスの遺言状には、彼の兄弟として Berthulfus と Ermenulfus の名前が挙げられている。前者は600年以後、とりわけ激化するネウストリア、アウストラシア、ブルグンド三分王国の内戦において、クロタール2世に従軍して戦死している。<sup>(45)</sup> 後者エルメヌルフスは、多分613年のクロタールの統一王権確立後と思われるが、内乱の混乱の中で失われたボルドー市内の館に<sup>(46)</sup> 対する権利を兄のベルトラムヌスと協力して取り戻している。この人物の経歴については、これまでこれといった仮説は提示されていないが、われわれは彼を614年のパリ公会議にエヴルー(Evreux)<sup>(47)</sup> 司教として出席した Ermenulfus に同定できると考える。その理由は、遺言状の中でエルメヌルフスが自らの持分をベルトラムヌスに贈与したとされる villa Murocincto<sup>(48)</sup> が他ならぬエヴルーの司教区に位置しているからであり(12頁の地図参照)、このヴィラの持分が三分割され、兄弟がそれぞれ持分を有していたと推定されるところから、世襲領と考えられる。ベルトラムヌス一家は、この地方にも勢力を養っていたと想定されるのである。エルメヌルフスは遺言状が作成された616年にはすでに死亡している。<sup>(49)</sup> 死亡したのは615年ということになろう。

ノンは、ベルテグンデにはベルトラムヌス、ベルトウルフス、エルメヌルフスの三兄弟以外に娘が一人いたと推定している。その存在を直接に示す言及もなく、勿論名前も不詳なだけだが、<sup>(50)</sup> ル・マン司教が遺言状においてしばしば土地財産の遺贈を行っている甥(nepos)及び甥の息子(pronepos)<sup>(51)</sup> たちは、この妹夫婦の息子と孫であると彼は主張するのである。二人の甥はそれぞれ Sigechelmus, Thoringus<sup>(52)</sup> なる名前を帶びており、三兄弟のうち唯一の俗人で、妻帯の可能性のあるベルトウルフスに由来する名前を全く帶びていないところから、両者はともに、名前の知られていない妹夫婦の息子たちである可能性が高い。

以上の考察を図示すると次のようになる。

(破線内は14頁参照)。



ベルトラムヌスの属する門閥が、6世紀初頭から7世紀初頭にかけてのメロヴィンガー政治世界で有した比重と、果たした、あるいは果たし得た役割の全容を把握するためには、上に掲げた図の中のNN1とNN2の二人の人物の同定が必要である。そこで次に、残された乏しい材料で可能な限りそれを試みてみよう。

最初にNN1についてであるが、インギトルデが、クロタール1世(511-561)の妻であった二人の姉妹Ingunde, Aregundeと、単に血縁関係にあったばかりでなく、おそらくは二人の姉か妹であったとのW・マイヤーの推定は、最近のエヴィヒヤノンの論考においても、妥当なものと承認されている。<sup>(55)</sup> 先に紹介したが、グレコリウスは『歴史』第8書2章で、クロタール1世とイングンデの間に生まれたブルグント王ダントラムヌスが、インギトルデの息子であるボルドー司教ベルトラムヌスを「母方の血統による親族」であると、その反国王的行為を非難したことがあった。<sup>(56)</sup> この非難は、クロタール1世の息子を僭称し、南ガリアを中心に一時大きな勢力を奮った篡奪者グンドヴァルドゥスに、同司教が加担したことに対するものであるが、実はこのグンドヴァルドゥスは、自分がクロタール1世の息子である事実を知る人として、かつてクロタールの妻で当時ボワティエのサントニクロワ修道院長であったRadegundeと、トゥールのインギトルデの名を挙げているのである。<sup>(57)</sup> クロタール1世の妻であったことが知られている6人の女性、すなわち

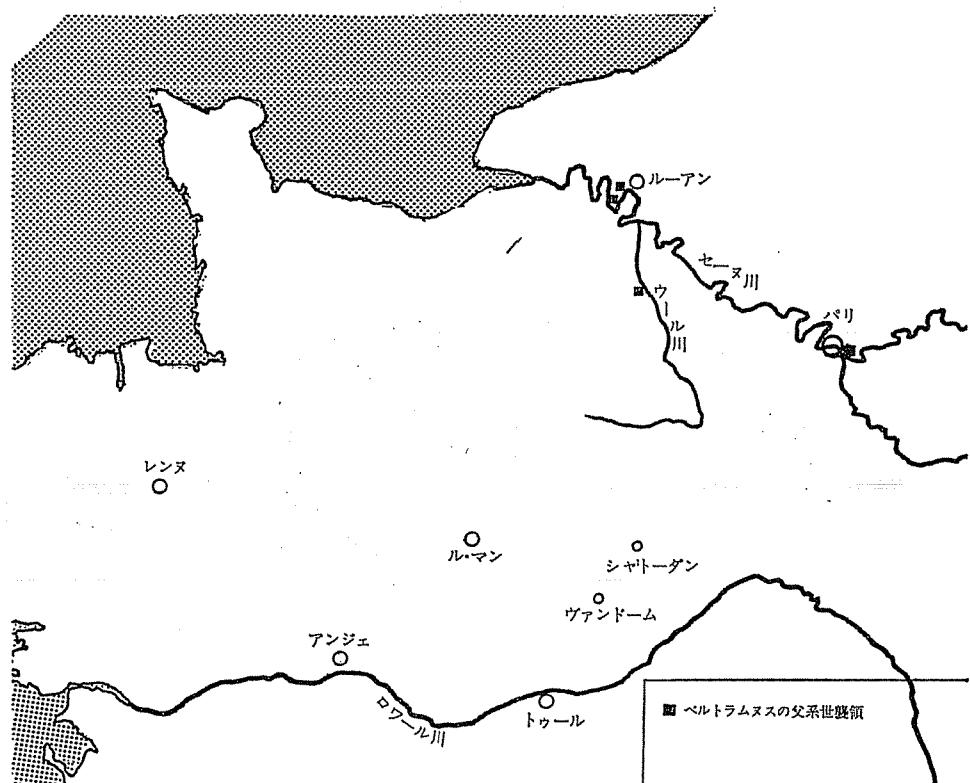
Guntheuca, Radegunde, Ingunde, Aregunde, Chunsina, Vuldetrada のうち、この時点では唯一 Radegunde のみが存命中であったからであろう。それではインギトルデもまた、これまで知られていないクロタール1世の妻であったのだろうか。そうとは思えない。ここで若きグンドヴァルドゥスが、クロタール1世の兄弟でパリ王のキルデベルト1世(511-558)に保護され、<sup>(60)</sup> パリ宮廷で暮らした事実を想起する必要がある。キルデベルトが558年に他界すると、同じくパリの王となったカリベルトのもとで養われたのであった。<sup>(61)</sup> グンドヴァルドゥスのインギトルデへの言及は、こうしたコンテクストのもとで理解されねばならない。インギトルデはパリ宮廷と関わりの深い人物であったのである。われわれはむしろ一步踏み込んで、彼女自身が一時期パリ宮廷にあったと推測する。同宮廷とインギトルデの密接な関係は、先に詳しく検討した『歴史』第9書33章の初めの部分で、パリ王カリベルトの娘 Berthfled がインギトルデに託されていたことからも推測できるのである。<sup>(62)</sup> もうひとつ、トゥールのサン=マルタン修道院とパリ宮廷の親密な関係を傍証するものとして、クロヴィス1世の妻 Chrodechilde が夫の死後パリを離れ、同修道院の前にサン=ピエール修道院を建設して隠棲した事実が挙げられる。<sup>(63)</sup> グレゴリウスの語るところでは、彼女がパリを訪れるのは稀であったが、シテ島にあった宮廷との縁が切れなかったことは、その後もキルデベルト1世のもとに滞在し、早生した息子クロドミールの子供たちの悲劇的な最期の遠因を作ったエピソードからも知られる。<sup>(64)</sup> クロデキルデはトゥールでこの世を去り、パリに運ばれ、とりわけ王家の崇敬篤かったサン=ピエール修道院で、亡夫クロヴィスの傍らに埋葬されている。<sup>(65)</sup>

ところで、サン=マルタン修道院の敷地内に私有の修道院を建設できるのは、クロデキルデの例に見られるように例外的に地位の高い人物であり、たとい高貴な血統に属するとしても、単に王妃ゆかりの者というだけでは十分な資格とはならない。その種の修道院は、王統に属する者の鎮魂という優れて政治的な役割を課されていると考えられるところから、それをなしたのは、女性の場合王妃、もしくは王妃と同格の者に限られたと見なければならない。こうした点を考慮するとき、インギトルデもまたそのような由来の女性であったとみなさざるを得ない。われわれの推定は、彼女をパリの王キルデベルト1世の concubina (側室) とすることである。キルデベルトの正室として唯一知られているのは Ultrogoth であるが、彼女は558年の同王の死に至るまで、<sup>(66)</sup> 知られる限りただ一人の正室であり続けている。従ってインギトルデはグレゴリウスが記録にとどめていない、キルデベルトが比較的若い頃の正室もしくは側室であったのではなかろうか。インギトルデの二人の子供が Berthramnus, Berthegunde というように、いずれも Bert- なる語で名前が構成されているが、これは Childebert に由来するのではなかろうか。このように考えてくると、ボルドー司教ベルトラムスが「父」キルデベルトが庇護した篡奪者グンドヴァルドゥスに強い親愛の情を寄せ、サント司教パラディウスなどと共にグンドヴァルドゥスを支持した事実、<sup>(67)</sup> にもかかわらず篡奪者の企図が失敗した後でも、表面的にはグンドヴァルドゥスの命令

で、ある人物をダックス (Dax) 司教に叙任したという、いわば微罪でしか咎められなかったという事実、<sup>(71)</sup> いずれもインギトルデの息子の出自の特異さの証しとして理解されよう。キルデベルト1世は9世紀以後サン＝ジェルマン・デ・プレと呼ばれることになる、パリのサン＝ヴァンサン修道院の建設者であり、自らここに埋葬されたのだが、ル・マン司教ベルランヌスがトゥールで髪を落とし、この修道院で修行を積んだのは単なる偶然であったのだろうか。自らの門閥につわる伝承、門閥意識が彼をして、このような父祖ゆかりの地を選ばせた理由ではなかったただろうか。

次に NN2、すなわちル・マン司教ベルトラムヌスの父であり、ベルテグンデの夫であった人物について検討してみよう。すでに何度も言及した『歴史』第9書33章には、ル・マン司教の両親の不和の経緯がかなり詳細に述べられているが、父親の名前は一切明かされていないことは先に指摘した。そしてその理由は、おそらくこの人物が当時のフランク王国において影響力をもった有力門閥の出身者であり、この点を配慮したグレゴリウスの意図的な作為によるものであろうということも、われわれの推測として述べた。ところでル・マン司教の遺言状にただ一箇所、この父親とおぼしき人物の名前が挙げられている。しかしながら、これには筆写の正確さという微妙な問題がからんでおり、大きな疑問が出されているのである。すなわち遺言状には、“Similiter villam secus Pocilenum vicum quam genitor Hludovicus, tribunus Bessorum, nobis pro solidis M. venundedit...”<sup>(72)</sup> なる文言があるが、このバルドゥスュの版は、今まで伝わる主要な写本である『Actus』<sup>(73)</sup> とは一部別系統の文書、写本をもとに、17世紀にルコルヴェジエが作った版をそのまま踏襲したものである。これにたいして、18世紀初頭に、現存するル・マン市立図書館224番の12世紀の写本と、17世紀のA・デュシェヌの転写文書を下敷きにしたマビヨン版では、“...quam genitor Bladovic tribuno Bessorum, pro soledus nostros vendidit...”<sup>(74)</sup><sup>(75)</sup> となっており、最初のそれとはかなり異なる読みが提示されている。さらに第三の、比較的新しいビュソン＝ルデリュとガドヴィの版は、“...quem genitor Blado Victriberno Bessorum, nobis pro soledus nostros unde det...”<sup>(76)</sup> と、これまた前二者とはかなり違った読みをしめしている。この三つの版のうちどれが正確な版であるかは、オリジナルが失われた今となっては、残念ながら確定のしようがない。血縁上の父を意味する genitor のあとに読く名前自体が、Hludovicus, Bladovic, Blado と三者三様なのである。差異は専ら12世紀、あるいはそれ以前に写本を作成した修道士たちの、7世紀初頭に成立した原本の書体の読み能力と、転写の厳密性の度合に起因しており、上記三つの名前のうちいづれが正しいのかを確定するのは重要なことだが、われわれの当面の課題にとって一層大事なのは、そもそもこの genitor が果たしてル・マン司教の父を指しているのかどうか、という点である。エヴィヒはマビヨンの読みに依拠しつつ、一部修正を加えて、これがル・マン司教の父を意味していると考えた。論拠のひとつは Bladovicus なる名前の構成要素 Blado と、ベルトラムヌスの通称 Waldo との間に一定の対応関係があるからというものが、仮に

Blado=Waldo がフィロロギカルに成り立つとしても、Waldo はあくまで通称であって、ル・マン司教の洗礼名が Berthramnus であることを忘れてはならない。父祖の名称、あるいはその一部構成要素の継承は、その本質上あくまで正式の名称、すなわち洗礼名に関わる現象と見なければならない。<sup>(78)</sup> ノンはエヴィヒの見解を三点にわたって批判している。第一は、この箇所では genitor の前に所有代名詞の meus (私の) がついておらず、遺言状の他の部分や、あるいは母や兄弟を指すときは必ず genitorix mea とか、germanus meus と形容していることを勘案すると、先の箇所はベルトラムヌスの父ではなく、genitor Bladovici、すなわち Bladovicus の父が正確な読み方ではないかという指摘。第二は、その他の父母の名前が当然言及されてしかるべき箇所にただの一つも言及が無く、両親の名前を明示しないのが遺言状作成に際してとられた原則と思われること。<sup>(79)</sup> 最後は、マビヨン版に従えば、ベルトラムヌスはヴィラを父から貨幣を代価として買得したことになっているが、これは不自然であること、などである。<sup>(80)</sup> ノンのこうした疑問は、いずれも正鵠を得ており、われわれもまた、ここで言及されているのはル・マン司教の父親ではないと考える。そうであるとすれば、この人物同定のための直接的な条件は皆無ということにならざるをえない。残るは間接的な情報からの類推という手段のみであり、以下の作業もそうした試みである。



最初の手がかりは、遺言状に見える父からの相続と明示されている4所領の分布である。4所領とは villa Crisciago, villa Botilo, villare in Cramteno territorio, villa Murocincto で、いずれも “ex successione genitoris nostri”, あるいは “ex successione domni et genitoris mei” などと表現されている。Crisciago はルーアンの西南西 5 km にある、セーヌ川とルーアン市街を見おろす高台に位置する Croisset に比定されている。Botilo は Croisset から 7 km ほど上流に遡った左岸の La Bouille に、villare in Cramteno territorio はパリの東郊 Charenton-Vincennes 地域に、Murocincto は既に言及したように、エヴルー地方ウール (Eure) 川沿いの Morsan にそれぞれ比定される。これらの比定が正しければ、ベルトラムヌスの父方の門閥は、ルーアン地方を中心とするセーヌ川の河口地帯や、パリを活動領域とする一族ということになる。ルーアン地方一帯は、フランク人の定住が特に著しかった地方のひとつであり、また、Charenton の所領は、この一門のパリ宮廷との親縁関係とも、ルーアン＝パリ水運との関係ともいざれとも解される要素だが、おそらくは双方とも関わる現象であろう。セーヌ河口地帯とシャルトル、ル・マン地方を繋ぐ幹線水路ウール川のルーアン寄りに位置する Morsan に世襲領を有したこと、この門閥の勢力基盤がルーアンにあったことと、この一門が何らかの交易活動に手を染めていた気配をうかがわせるのである。この面で興味深いのは、グレゴリウスの記述の中でベルテグンドの夫、すなわちル・マン司教の父親と目される人物がボルドーに何度も足を運び、妻を説得して連れて帰ろうとしたと述べられている事実である。この人物の少なからぬボルドーへの出現は、その流通活動への関与と無関係であっただろうか。約半世紀後のことであるが、ルーアンに近いサン＝ヴァンドリュ修道院の修道士が、取引のために定期的にボルドーに出かけたことが知られている。アキタニア第一の海港都市とルーアン地方の間には、この時期にもかなり密接な交渉があったのである。

先に述べたように、ベルトラムヌスの父親の名前は知られていない。だがそれを類推する手がかりが皆無というわけではない。それはベルトラムヌスの兄弟の名前 Berthulfus と Hermenulfus である。この二人の名前を構成する要素は全部で三つある。すなわち Berth-, Hermen-, Ulfus- である。のうち Berth- は男女を問わず、メロヴィング王家において最も頻繁に採用されるものの一つであり、この名前が少なくともベルトラムヌスの祖母の代まで遡るらしいことは、仮説として前に示した。だが Hermen と Ulfus とは、これまで知られていない未知の要素である。とりわけ Ulfus は兄弟二人に共通しているところから、ある門閥を代表する名前であった、おそらくベルトラムヌスの父が新たに導入したものと推測される。6世紀後半に Ulfus を一門の基本名として使用している最も有名な家系は、シャンバーニュ大公 Lupus のそれである。ラテン語 Lupus (狼) のゲルマン語訳である Ulfus がこの一族に特徴的であり、例えば Lupus の兄弟は Magnulfus、息子は590年にランス司教となる Romulfus であった。人名構成が典型的にゲルマン的な二重構成でありながら、Magnus-, Roma- などラテン語名を構

成素にしていることからもわかるように、この家系はガロ＝ローマ人に属している。<sup>(97)</sup> この一門の出身者をベルテグンデの配偶者に想定するのが困難なのは、その勢力がアustrasiaに深く根を下ろし、ル・マンやルーアン地方が属するネウストリアには拠点を持たなかったと思われるこ<sup>(98)</sup>とである。

さてルーアン地方に目を移すと、われわれは Radulphus (=Radulfus) なる人物に遭遇する。この人物は『サン＝ヴァンドリュ修道院長事績録』に引用されている、639年2月の日付をもつある確認証書に、<sup>(99)</sup> ルーアン伯として登場している。639年という年代からみて、この人物がベルトラムヌス兄弟の父親の可能性は無いが、ルーアン伯の家門がルーアン地方を拠点とする一族であるならば、一、二世代前にベルテグンデの配偶者を出した可能性はあろう。この点については、後に関説する機会がある。

ところで、ル・マン司教がその遺言状を作成させた616年には、ベルトラムヌスの二人の兄弟は既に故人となっていた。そのため彼はル・マンその他の諸教会に遺贈した残りの財産、なかんずく土地財産を、名前の知られていない妹夫婦の子供、すなわち甥の Sigechelmus と Thoringus、および Sigechelmus の三人の息子 Leodefredus, Leutrannus, Sicrannus に遺贈している。問題はこうした傍系の一族の拠点はどこであったかということである。『Actus』に収められた、ベルトラムヌスの後継司教ハドインドゥスの在職期のものとされる、625年の Buxiacus 修道院院長 Lonegisilus の遺言状に、Leodefredus, Leutrannus, Thorungus の三人が証人として登場しており、また同じく、ル・マン地方のサン＝カレ修道院への637年のプレカリア証書に、修道士 Sicrannus <sup>(100)</sup> が寄進の当事者として姿を現していて、あたかもこの一族がル・マン地方を勢力基盤にしているかに見える。だが『Actus』収録されたこれら2文書とも偽文書であることは、ほぼ間違いない。すぐ前の章に配置されているベルトラムヌスの遺言状から、上記4名の名前を借用し、偽造文書に信憑性を与えようとした結果であることは明らかなのである。

ベルトラムヌスの遺産の相続人となったこれら傍系の一族は、それではどこに拠点を置き、いかなる門閥に連なっているのであろうか。まず甥、すなわち妹夫婦の息子の一人に与えられた極めて特異な名前に注目しなければならない。それは Thoringus である。ところでこの Thoringus なる名前は、遺言状が作成されてからちょうど1世紀後、716年テューリングン大公ヘデン(Heden)<sup>(101)</sup> 2世の息子に付されている。彼はノースアンブリアから到来してフリーセン伝道に活躍したヴィリブロードに、ヘデンがザール川流域に修道院建設用の土地を寄進した折、その寄進文書に名を連ねている。ちなみに、このテューリングン大公のもう一人の子供は娘で、その名前は Immina と称したが、Immina が Irmmina=Ermina の歪曲形であることは、カール・マルセルの祖母エヒテルナッハ修道院建設者 Irmina に関する詳細な研究を行った M・ヴェルナー<sup>(102)</sup> が指摘している。われわれはル・マン司教の兄弟の一人が、同じく Ermin- の名前を帯びていた事実を想起しよう。一見すると単なる名前の符合とも解される、ル・マン地方とライン中流域と

いう相互に大きく隔たった二つの地域の人的なつながりは、このテューリンゲン大公の一門がネウストリア出身であるという事実によってにわかに蓋然性を増すのである。この一族の系譜についての従来の見解を一新したと高い評価を受けた A・フリーゼの近業によれば、 Thoringus の父ヘデン 2 世の祖父は、ダゴベルト 1 世 (629-639) によってテューリンゲン大公としてネウストリアから派遣された Radulfus であり、 Radulfus の父 Rado は後に開拓するクロタール 2 世の宮宰をつとめた Rado なのである。<sup>(106)</sup> ラドはマルヌ川沿いのジュアール (Jouarre) 修道院を建設した Ado や、ルーアン司教 Audoinus=Dado らと兄弟であり、いずれもクロタール 2 世、とりわけダゴベルト 1 世治下にパリ宫廷で大きな影響力を有した者たちであった。これら 3 人の兄弟の両親は Audecharius と Aiga であったが、史料で知られる限り最も古いこの一族の始祖に、既にテューリンゲンの血が流れ込んでいたかどうかは不明である。しかしクロヴィスの時代には、テューリンゲン人はライン川下流、今日のベルギー地方に定住していた事実をグレゴリウスが証言しており、<sup>(107)</sup> R・ヴェンスクはクロヴィスによる同部族の征服と、ライン中流域への移住後も、一部はこの地域にとどまったと推定している。もしそうであるとするならば、ネウストリア北部に根を下ろしたテューリンゲン門閥と Audecharius 一門との結びつきはあり得ないわけではない。530年頃、テウデリクス 1 世 (511-534) によって策略をもって葬られテューリンゲン人最後の王の名前は、Emin- 系の Hermenfredus であり、謀殺の場所はライン下流の Zülpich であった。<sup>(108)</sup> ヘデン 2 世の曾祖父 Rado と、先にル・マン司教ベルトラムヌスの父の一族と想定したルーアン伯 Radulfus とが、遠近は別にして血縁関係にあったことは、前者の兄弟アウドイスがルーアン司教になっていることからも推定できる。

Rado- もまた、テューリンゲン王族によく見られる名前である。先に挙げたテューリンゲン王 Hermefredus の娘は Rodelinda (=Radelinda) と称し、また同じくテューリンゲン王 Berthocarius の娘は、ポワティエのサントニクロワ修道院の創建者 Radegunde であった。<sup>(109)</sup> ルーアン司教の兄弟 Rado の名前もまた、こうした系譜をひくものと考えられないだろうか。

ところで、既に触れたように『フレデガリウス年代記』によれば、クロタール 2 世は 613 年の統一王権成立直後に、<sup>(110)</sup> アウストラシアの宮宰にラドを任命した。<sup>(111)</sup> H・エブリンクはアウストラシアの宮宰になったラドと、ルーアン司教の兄弟でダゴベルト 1 世のもとで財務官となった同名の人物を、同名異人と見ているのであるが、フリーゼは両者を同一人物とみなし、アウストラシア制圧直後にクロタールが同王国の貴族集団への牽制策として送り込んだのだ、と考えた。もしフリーゼが説くように、ラドがアウストラシア宮宰に任じられた人物で、かつルーアン司教の兄弟であったとするならば、ともにクロタール 2 世に仕えた身として、ル・マン司教と、この人物との間に交友関係のあったことは容易に想定される。事実、ベルトラムヌスの遺言状には、クロタールがプロヴァンス総督 Leudegiselus から没収した所領を、ベルトラムヌスとラド、それにブルグンド宮宰 Warnacharius の三者に分配したことが述べられている。<sup>(112)</sup> クロタールは自らの統一王権

誕生に献身し、最も信頼厚い、とりわけラドとベルトラムヌスへの論功賞として、これらの所領を贈ったのである。遺言状には、ベルトラムヌスが同王から贈与されたものとして21の所領が数えられる。彼がいかに王の信頼を得たかが、この一事をもってしても理解されよう。制圧間もないアustrasiaに、言わば監視役として派遣されたラドについても同様のことが言える。「敵地」での任務だけに、王はその動静を常時掌握するというわけにはゆかず、それだけに特に全幅の信頼に値する人物が選ばれた筈である。ネウストリアから生まれたフランク新政権の中心人物としての、この二人の結付きは充分考えられることである。それがわれわれが想定したように、ベルトラムヌスの父を介しての両門閥の縁戚関係に基づく、既に古いものであたか否かを確かめる手段はないが、いずれにせよ男系の相続者をすべて失ったル・マン司教にとって、妹が再びその一員に嫁したジッペへの遺贈は、きわめて自然の成り行きであろう。

この一族はやがてネウストリアのみならず、ブルグンドに勢力を扶植し、ヴュルツブルクを拠点としてテューリンゲンを支配し、バイエルンのアギロルフィンガーと結び、ランゴバルト王国のフリアウル大公領まで勢力を伸ばすことになる。

#### 注

- (1) "Domnus Bertichramnus ... nobilis genere, natione partim Aquitanicus et partim Francus,..." Actus. p.98.
- (2) "(Bertichramnus)...Turonis vero tonsuratus..." ibid.
- (3) "...et peculiaris patroni mei sancti Martini antistitis, ubi comam deposui..." ibid. p.137.
- (4) "...et postea aliquo tempore consevatus cum domno Germano insigni Parisiacae urbis episcopo, et ab eo edoctus atque in quibusdam sacerdotalibus gradibus est ordinatus..." ibid. p.98.
- (5) Bibliotheca Hagiographica Latina, t.1, Bruxelles 1898. p.517.
- (6) "In cuius loco Berthramnus Parisiacus archidiaconus subrogatus est..." Greg. Turo. Historiarum libri X, lib. VIII, c. 39. in MG. SRM. t.1, pars 1, p.405
- (7) "38. Anno denique XI. regni Childeberti regis..." ibid.
- (8) "43. Anno quoque duodecimo Childeberti regis..." ibid. p.409
- (9) Greg. Turo. Hist. lib. IX. c.18, p.431 参照。
- (10) Greg. Turo. Hist. lib. IX. c.41, p.468 参照。
- (11) Marquise de Maillé, Recherches sur les origines chrétiennes de Bordeaux, Paris 1959, p.101—192
- (12) U.Nonn, "Eine fränkische Adelssippe um 600. Zur Familie des Bischofs Bertram von Le Mans," in Frühmittelalterliche Studien, Bd.9. 1975, 186—200. 以下 Adelssippe と略す。
- (13) Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.22 p.388 参照。
- (14) Ibid.
- (15) Marquise de Maillé, op.cit. p.102.
- (16) Nonn, "Adelssippe", p.198.
- (17) Marquise de Maillé, op.cit. p.102 n.3.
- (18) Ibid.

- (19) Venanti Fortunati carminum lib. IX, XIII. in MG.AA.IV.1, p.217—218.
- (20) Marquise de Maillé, op.cit. p.102. n. 2.
- (21) Ibid.
- (22) Saint-Vincent 修道院長 Doroctoveus との親交であるが、この Saint-Vincent にパリ司教ゲルマヌスの遺骸が安置されているのである。9世紀には Saint-Vincent はゲルマヌスにちなんで Saint-Germain と名称を変える。後の Saint-Germain-des-Prés 修道院である。
- (23) Nonn, "Adelssippe" p.198.
- (24) Ibid. p.201.
- (25) 中世初期ガリアにおける司教支配の内実をなすこの重要な要素については、M.Heinzelmann, Bischofsherrschaft in Gallien. Zur Kontinuität römischer Führungsschichten vom 4. bis zum 7. Jahrhundert. Soziale, prosopographische und bildungsgeschichtliche Aspekte, München 1976. 参照。
- (26) Greg. Turo. Hist. lib.IX,c.33 p.451—454
- (27) Ibid. lib.IV.c.3 p.136
- (28) クロタール1世の息子グントラムヌスが、ボルドー司教ベルトラムヌスに対して「汝は母方の血統を通じてわれわれの親族である」(Lib. VIII,c.22)と述べているところから、Ingunde, Aregunde と Ingridrude とは姉妹であったことが読みとれる。
- (29) E.Ewig, "Studien zur merowingische Dynastie", (以下 Studien と略す) in Frühmittelalterliche Studien Bd. 8, 1974, p.53., Nonn, "Adelssippe", p.199—200.
- (30) L.Piétri, La ville de Tours du IV<sup>e</sup> au VI<sup>e</sup> siècle :naissance d'une cité chrétienne, Rome 1983, p.402., M.Vieillard-Troiekouroff, Les monuments religieux de la Gaule d'après les oeuvres de Grégoire de Tours, Paris 1976, p.327—328.
- (31) Greg. Turo. Hist. lib.IX,c.33 p.451
- (32) "Interpositus autem tribus vel quattuor annis..." Ibid.
- (33) "Erant enim iam fere XXX anni, ex quo coniuncti pariter fuerunt..." ibid.
- (34) M. Weidemann, Kulturgeschichte der Merowingerzeit nach den Werken Gregors von Tours, 2 Bde. Mainz 1982 Bd.1, p.313 参照。
- (35) "Adiit enim vir eius plerumque urbem Burdegalinsim..." Greg. Turo. Hist. lib. IX,c.33 p.453
- (36) Greg. Turo. Hist. lib. IX,c.33 p.453 および lib. VIII,c.1,2. p.370—372 参照。
- (37) "Parens mea haec est..." lib. IX, c.33 p.453
- (38) "...quod parens eras nobis ex matre nostra..." lib. VIII, c.2. p.372
- (39) Ewig, "Studien" p.52.
- (40) Greg. Turo. Hist. lib.X, c.12 p.495 参照。
- (41) K. Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien, réimp. 1970 Darmstadt, Prosopographie n° 183. 参照。
- (42) Ibid.
- (43) Actus, p.102.
- (44) Actus, p.101.
- (44 bis) Isidori Etymologiarum libri, lib. IX, cap. II, Migne, Pat. Lat. t. 82, col. 415—419.
- (45) Berthulfus : Actus, p.117 et 138., Ermenulfus : Actus, p.117 et 122. 参照。
- (46) Chronicarum quae dicintur Fredegarii scholastici liber IV, c.20, in MG.SRM.t.2, p.128
- (47) Actus, p.117.
- (48) Actus, p.122.
- (49) "Ex civitate Ebroegas Erminulfus episcopus." Concilium Parisiensi, a.614. in MG. LL.

- Concilia t. 1, p. 192.
- (50) Actus, p.117., Gadby, op.cit. p.97. Morsan (dép. Eure, arr. Bernay, com. Brionne).
- (51) "...bonae memoriae germanus meus Hermenulfus..." Actus, p.122.
- (52) Thoringus; Actus, p.111, 113, 127, 133., Sigechelmus; Actus, p.111, 113, 117, 118, 122, 131, 133, 134.
- (53) Leudefredus; Actus, p. 127., Leutrannus; Actus, p.111—113, Sicrannus; Actus, p.111, 126.
- (54) Nonn, "Adelssippe", p.188—191. 参照。
- (55) W.Meyer, Der Gelegenheitsdichter Venantius Fortunatus, Berlin 1901, p.83.
- (56) Ewig, "Studien", p.52—53, Nonn, "Adelssippe", p.198—199.
- (57) 6 頁参照。
- (58) この事件については、橋本龍幸「グンドヴァルド ウス王位篡奪事件と東ローマ帝国との関係について」『愛知学院大学文学部紀要』第6号。1976. p.131(94)—115(110). 参照。
- (59) "Tamen, ut sciatis vera esse quod dico, Radegundem Pectavam et Ingutrudem Toronicam interrogate." Greg. Turo. Hist. lib. VII, c.36. p.358 参照。
- (60) Ewig, "Studien," p.29.
- (61) Greg. Turo. Hist. lib. VI, c.24 p.291 参照。
- (62) Ibid.
- (63) 6 頁参照。Caribert 1世には知られる限り正室、側室を含めて4人の女性がいた。Ingoberga, Meraflede, Marcoveifa, Theodechilde である。人名学的に見ると、Bertheflede の名前は Caribert の -bert と Meraflede の -flede から作られたと推測され、それゆえ母はおそらく Meraflede であった。Greg. Turo. Hist. lib. IV,c.26 p.157—159 参照。
- (64) "(Chrodecchilde) Edificavit practerea multa sanctorum monasteria per regiones plurimas, e quibus unum edificavit in honorem Petri apostoli in suburbio Turonice civitatis ante Portam castelli beati Martini..." Vita s. Chrotildis, c.11, in MG.SRM, t.2. p.346.
- (65) Greg. Turo. Hist. lib.III, c.18. p.117—120
- (66) Greg. Turo. Hist. lib.IV, c.1. p.135
- (67) Greg. Turo. Hist. lib.IV,c.20., p.152. Lexikon des Mittelalters, Bd.2, Lieferung 9, col.1816 H. Grahn-Hoek の手による Childebert 1世の項参照。
- (68) "Erant tunc temporis Gundovaldus in urbe Burdegalensi a Berthramno episcopo valde dilectus,..." Greg. Turo. Hist. lib. VII,c.31. p.350
- (69) Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.2, 7. p.371 et p.375—376 参照。
- (70) Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.20 p.386—387 参照。
- (71) Childebert と Ultragoth との間には二人の娘しかおらず、息子はいなかった。そこで Childebert は Theudericus 1世の息子 Theudebert 1世を自らの養子として遇している。それならばなぜ側室の子といえどもベルトラムヌスを後継者に迎えなかつたのか、という疑問が当然でてくる。おそらくこうした事態が明らかになった時点では、ベルトラムヌスが聖職者となって久しかったか、あるいは他の事情で、いずれにせよ王位を継がせるには時期を失したものと考えられる。
- (72) Pardessus, Diplomata, t.1, p.208.
- (73) 詳しくは Gadby, op. cit. p.15—16., Nonn, "Adelssippe", p.186—187.
- (74) Gadby, ibid. p.16.
- (75) Actus, p.126 n.5 et 6.
- (76) Actus, ibid., Gadby, op.cit. p.50.

- (77) Ewig, "Studien", p.54—55.
- (78) 中世初期の命名法についての概論的記述として, K.Schmid, "Überlieferung und Eigenart", in Prosopographie als Sozialgeschichte? Methoden personengeschichtlicher Erforschung des Mittelalters, München 1978 参照。
- (79) Actus, p.121—122. 参照。
- (80) Actus, p.122 参照。
- (81) Nonn, "Adelssippe", p.187—188.
- (82) Ibid. p.187.
- (83) Ibid.
- (84) Actus, p.111.
- (85) Ibid.
- (86) Actus; p.112.
- (87) Actus, p.117
- (88) Gadby, op.cit: p.88., Actus の Index nominum, Crisiago の項参照。
- (89) Gadby, op.cit. p.88., Actus の Index nominum, Botilo の項参照。
- (90) Gadby, op.cit. p.90., Actus の Index nominum, Cramteno, Vedantia の項参照。
- (91) 8 頁参照。
- (92) Gadby p.97.
- (93) 佐藤彰一「7世紀後半ルーアン司教区における修道院建設・定住・流通—聖人伝を中心とする素材として—」森本芳樹編『西欧中世における都市=農村関係の研究』九大出版会, 1988年。14—16頁参照。
- (94) 中世初期の「貴族」の土地資本の獲得の欲求はまず自明の事実と言って良く、この時代の経済史研究は、その所領構造・政策を中心的内容としていると言えるだろう。中世初期の所領經營が必然的に一定程度の流通活動を随伴せざるを得ないという程度の領主=貴族層の商取引への関与だけではなく、所領經營とは独立の、より積極的な流通活動への参画という問題を、仮にそれが一般的ではなかったとしても、ある特定門閥の経済的基礎を考える上で視野に入れておくべきであろう。
- (95) 6 頁参照。
- (96) Dom P. Cousin, "Le monastère de Fécamp des origines à la destruction par les Normands," in L'Abbaye bénédictine de Fécamp 658—1958, t. I, Fécamp 1959, p.23—24.
- (97) H.Ebling, J.Jarnut, G.Kampers, "Nomen et gens. Untersuchungen zu den Führungsschichten des Franken-, Langobarden-und Westgotenreichs im 6.und 7.Jahrhundert, in Francia, t.8, 1981, p.699—700.
- (98) この一族は、しかしながらロワール川の南、ポワティエ地方に所領を有し、ランス司教となった Romulfus がランスやトゥールの諸教会、修道院にそれを寄進している。Flodoardi historia Remensis ecclesiae, éd. et trad. par M.Lejeune, Reims 1854, p.243—244.
- (99) Gesta sanctorum patrum Fontanellensis coenobii, éd. par F.Lohier et R.P.J.Laporte, Rouen/Paris 1936, p.12., H.Ebling, Prosopographie der Amtsträger des Merowingerreichs, München 1974, n° CCLXII.
- (100) Actus, p.151.
- (101) Ibid. p.163.
- (102) いづれの文書においても冒頭に付された国王統治年代が、それぞれの王（クロタール2世とダゴベルト1世）の統治年限を大幅に上まわっている。Actus, p.146及び p.163参照。また Sicrannus のプレカリア文書については、Actus の編者も、MG 版 Diplomata に同文書を収録した Pertz も、いづれも

- 偽文書と判断している。Actus, p.163 n.1., MG.DD. t. p.166, Supria nº48.
- (103) A.Friese, Studien zur Herrschaftsgeschichte des fränkischen Adels. Der mainländisch-thüringische Raum vom 7. bis 11. Jahrhundert, Stuttgart 1979, p.31 et passim. M.Werner, Adelsfamilien im Umkreis der frühen Karolinger. Die Verwandschaft Irminas von Oeren und Adels von Pfalzel, Sigmaringen 1982, p.154, n.521 参照。
- (104) Pardessus, Diplomata, t.2, nº D, p.308.
- (105) Werner, op. cit. p.153.
- (106) Ibid. p.149, n.498の評価。
- (107) Friese, p.168—169.
- (108) Vita Audoini,c.1, in MG.SRM.t.5, p.554—555.
- (109) Greg. Turo. Hist. lib. II, c.9, p.58
- (110) R.Wenskus, "Das südliche Niedersachsen im frühen Mittelalter", in Festschrift für H.Heimpel, t.3, Göttingen 1972, p.379—380.
- (111) Greg. Turo. Hist. lib.III, c.8 p.106
- (112) Origo gentis Langobardorum, c.5., Pauli Diaconi Historia Langobardorum, I, c.27, in MG. SRL.
- (113) De vita sanctae Radegundis libri duo, c.2, in MG. SRM. t.2, p.365., Greg. Turo. Hist. lib. III,c.7,p.105
- (114) Fredegarii chronicarum, lib.IV, c.42, in MG.SRM. t.2, p.142.
- (115) Ebling, Prosopographie, nºs CCLVII et CCLVIII, p.201—202 参照。
- (116) Friese,op. cit.p.17, n.3 et p.18—19.
- (117) Actus, p.132. Actusにおいても、又最新のGadbyのエディションにおいても、当該箇所は次のように転写されている。“Villas vero sitas in Burgundia, quas nobis gloriosus dominus noster Clotharius rex, et viris Inbradone et Marnechario majoris domus dedit...”下線部は、オリジナルを転写した12世紀の筆者人が viris Inl. Radone et Warnechario... を誤って写した結果であるのは明らかである。Gadby,op.cit. p.59.
- (118) Warnechariusはもともとブルグンド王テウデリクス2世の重臣であり、宮宰であったが、クロタール2世に通謀した人物である。Ebling, Prosopographie, nº CCCIX
- (119) Friese,op.cit. passim.

## 1. 2. 政治活動

前節の初めに述べたように、ベルトラムヌスは586／7年頃に、パリの助祭長からル・マン司教に任命された。ル・マンはネウストリア王国に属していたが、当時キルペリクス1世(561-584)の遺児で、誕生間もないクロタール2世が王位にあったことによって、ベルトラムヌスの司教叙任に承認を与えたのが、果たして本来のネウストリア王であったのかどうか、回答は必ずしも容易ではない。グレゴリウスはベルトラムヌスの叙任を述べた箇所で、その年は多くの司教が他界したと記し、アルルとヴィエンヌ司教の例を挙げ、両司教座の後任がグントラムヌスの承認を得て叙任されたらしいことを伝えているものの、ベルトラムヌスに関しては、ごく簡潔に叙任の事実のみを語るにとどめている。<sup>(1)</sup>おそらくクロタールの幼少を理由に、ネウストリアにも保護者的支配を及ぼしていたグントラムヌスが、ル・マンの新司教の就任にも裁可を与えたのであろうが、

その行為が王国と教会の旧来の慣行に抵触することを知っているグレゴリウスは、敢えて詳しく語るのを避けたのであろう。同様な、いわば「違法」な任命行為が世俗の官職に関して生じていることから、われわれの推測が裏づけられるのである。すなわち、ネウストリアの大公ベッポレヌスは幼王クロタールの摂政の地位にあった王妃フレデグンデの処遇に大いに不満で、グントラムヌスのもとに赴いて、同王によってネウストリア領域の大公職を得ているのである。<sup>(2)</sup> ベルトラムヌスのル・マン司教任命も同じ状況下で行われたと考えて良いであろう。ベルトラムヌスはその遺言状の中で、あたかもグントラムヌスの死によって、はじめてル・マンの civitas が正式<sup>(3)</sup> にクロタール2世の支配権に移ったかの如く述べているが、先述のように、こうした主張は事実に反している。おそらくは、自らの叙任の国制上の正当性に対する懸念が、このような文言の必要を彼に感じせしめたのであろう。

グントラムヌスはその治世の33年目、すなわち593年3月28日に他界した。<sup>(4)</sup> 同王の死は当然ながら王国全体にわたって、権力編成の大きな変動を惹き起こした筈であるが、ベルトラムヌスの立場はとりわけ深刻であったにちがいない。元来、ネウストリア分王国の司教座でありながら、誠実宣誓をグントラムヌスにたいして行い、司教叙任の承認を受けたと思われるからである。だがグントラムヌスの死後、このル・マン地方を実際に掌握したのは、グントラムヌスの養子として同王のブルグント領域を継承したアウストラシア王キルデベルト2世(575-595)であった。というのも後述するように、クロタール2世は607年頃、再度失ったル・マン地方の支配権をアウストラシア王テウデベルト2世から返還して貰っているからである。遺言状によれば、ベルトラムヌスはその司教在任期間中に、二度にわたって司教座を追われている。いずれの場合も、ベルトギシルスという名の同一人物によってである。最初の追放は、遺言状の文言によれば、「ベルトギシルスは不法なる命令によって、教会法に背いて司教の職に就き、聖母マリア教会とわが財産とを甚だしく奪い、そのためには〔ル・マン教会に〕多大の損害をもたらした」。この「篡奪」行為がおこなわれたのは、おそらくグントラムヌスの死と、キルデベルト2世によるル・マン地方掌握の時期であったに違いない。その3年後596年にキルデベルト2世は他界し、13歳になったクロタール2世にはようやくル・マン地方を含む、かってのネウストリア領域に実効的な支配を及ぼす体制が出来上がったと思われる。「グントラムヌス王の死後…私は国王クロタールに解消不能の宣誓をした」とする遺言状での表白は、593年ではなく、596年の事態を指していると考えられる。<sup>(5)</sup> 以後ベルトラムヌスはクロタール2世に対して頑ななまでに誠実の態度を貫き通すのである。<sup>(6)</sup> そしてクロタールの側でも、次節以下で述べるように、それに応えて惜しみない恩恵を彼に施すことになる。

ところで、キルデベルト2世の死によって、アウストラシアはその長子テウデベルト2世に、ブルグント分王国は次子のテウデリクス2世(595-613)に継承され、ネウストリアに実効的な支配を行いうるまでに成長したクロタール2世を含め、3王による三分王国体制が再び出現し

た。がしかし4年後の600年に、キルデベルトの二人の息子は同盟を結びクロタール2世と対決することになる。戦闘はパリの南東方60kmほどのDormellesで行われ、クロタール軍は敗北を(10)喫した。和議が開かれ、結局ネウストリア王クロタール2世の支配領域はルーアン、ボーヴェ、アミアンの3司教区に縮小された。そしてブルグント王テウデリクス2世が、ロワール川とセーヌ川(11)の間の地帯を掌握することになる。ル・マンの司教座はまさしくこの地域に見出される。ベルトラムヌスが再び司教座から追放されたのはこの時であろう。またベルトラムヌスの兄弟ベルトゥルフスが戦死したのも、この戦場であったと推定される。ベルトラムヌス自身にとどまらず、これは最大の試練の時期であったと言えよう。それというのも、彼は単に司教職を奪われたばかりではなく、再度ル・マン司教座に登場したベルテギシルスによって捕えられ、幽閉の憂き目にあって(14)いるからである。遺言状の他の箇所で「[クロタール王に対する]私の誠実の態度を崩さなかつたために、私が司教座を離れた〔時〕」と述べられている事実も、こうした事態を指している。

さて、「篡奪」司教としてのベルテギシルスの二度にわたる登場は、ひとつの重要な問題を提起するように思れる。それは、600年に果たしてル・マン地方が、ロワール・セーヌ間の他の地方と同じようにテウデリクス王の支配下に組み込まれたか否か、という問題である。それというのも、604年に再度アウストラシア＝ブルグンド勢力とネウストリア軍が対立した折、アウストラシアのテウデベルトが単独でクロタールとコンピエニュで平和を約すという、ブルグンド王テウデリクスの目からすれば背信行為を行ったのであるが、この和議を反映していると思われる記述が遺言状に見られ、それによれば、ル・マン地方をネウストリアに返還したのは、ブルグンド王ではなく、アウストラシア王であったと解釈されるからなのである。従って、ル・マン司教座は584年のネウストリア王キルペリクス1世の死後、実質的にネウストリア支配領域から脱落し、グントラムヌス治下にはブルグンド、そしてグントラムヌスの死後は隣接するトゥール司教区と同じくアウストラシアの勢力圏に入った可能性がある。もしそうであるとするならば、キルデベルト2世、テウデベルト2世と君臨する王が異なっているにもかかわらず、同じベルテギシルスが「篡奪」司教として登場するという事実は、彼がアウストラシア系の人物であるという説明によって納得されるのである。カロリング期に書かれたと思われる『Gesta』には、このベルテギシルスが聖職者(*clericus*)として、二つの所領すなわち Condomas と Cambariacus(18)を、ベルトラムヌスに証書によって取得せしめたことになっている。それが売却によるものか、それとも贈与によるものかは、ただ per strumenta cartarum と述べるにとどまる『Gesta』からでは明確にしえないが、遺言状の方で上記2所領の取得の態様を確認すると、いずれもベルトラムヌスが金銭によって買得したものであることがわかる。もっとも遺言状には買得した事実が述べられているだけで、売り主の名前は記されていない。ベルテギシルスのベルトラムヌスへの所業からすれば、後者としては名前を挙げることさえ我慢がならなかったにちがいない。2所領ともル・マン地方に所在しているところから、ベルテギシルスはル・マンの住人であった可能性が

ある。ところで、遺言状には、もう一人、ベルテギシルスなる人物が登場する。こちらは、プロワ (Blois) <sup>(21)</sup> 近辺と、おそらくはル・マンの北 20km の Lucé-sous-Ballon に所領を有する、ヴァンドーム (Vendôme) の住人である。この同名の両者が同一人物である可能性はまず無いが、互になんらかの血縁関係で結ばれていたと考えることは、あながち無理ではない。仮に両ベルトギシルスのジッペの本拠がヴァンドーム地方にあるとすれば、彼らがアウストラシア係の一族に属することは充分に考えられる。それというのも、シャトーダン (Châteaudun) を中心とするこのボース平野南西部は有力なアウストラシア勢力が定住したらしく、かつてアウストラシア王シギベルト 1 世は本来シャルトル司教区の一部であるこの地域を、シャトーダンに司教座を置いて独立させることを考えたほどであったからである。事実シギベルトはプロモトゥスなる人物を選びさえしたが、シャルトル司教パポルスは 573 年、パリで開かれた公会議において、こうした措置に激しい抗議の声を上げ、公会議もこれを支持したためにやがて流産に終わるという事件があったのである。<sup>(22)</sup> シャトーダン地方がアウストラシア系戦士団のかなり大量に定住した地域であることは、グレゴリウスの語るエピソードから知られる。この地方から動員された戦士達の長が、戦闘の帰趨を占うために、「蛮族の風習」である鳥占いをしてことからも推察される。<sup>(23)</sup> 伝統的にアウストラシア分王国に属していたトゥール地方はもとより、シャトーダン、ヴァンドーム地方をはじめ、ル・マン地方にもアウストラシア勢力がある程度まで浸透していたと見られるのである。ベルテギシルスの行動の背景には、こうした勢力関係の推移があったと見なければならない。<sup>(24)</sup>

ベルトラムヌスは 604 年のクロタール 2 世とテウデベルト 2 世の和約によって、程なくして再び司教職に復帰したと思われる。そして 607 年のクロタールとブルグンド王テウデリクス 2 世との和解によって、後者が領有するセース・ロワール間地域にあるル・マン司教座の保有者として、その地位をさらに安定させることができた。その後、612 年にアウストラシア王とブルグンド王との間に戦端が開かれ、後者が勝利した。そして翌 613 年には勝利の勢いに乗ったブルグンド王が、ネウストリア王クロタール 2 世と決戦を交えるべく出発した進軍の途中で、メッスで赤痢に斃れ、クロタールは労せずしてフランク王家唯一の支配者として、メロヴィンガー王国全体に君臨することになる。クロタール 2 世は、司教座からの追放と幽閉の試練に耐えて、自らへの誠実宣誓を護り抜いたベルトラムヌスに多大な恩賞をもって報いた。遺言状にはクロタール 2 世から贈られたものとして、21 に及ぶ所領や、この他、パリのシテ島の家屋敷、さらに 4 所領を買得するに足る貨幣贈与が記載されている。こうした褒賞は、クロタール 2 世の逆境の際に、彼がいかに不变の忠誠を護り抜いたからであるとしても、単にそれだけにしては、著しく過大との感は免れない。伝来する史料一それは極めて限られており、ブルグンド人と考えられるフレデガリウスの著した年代記が殆ど唯一のものである一には一切記述が無いが、ベルトラムヌスは 604 年の司教復帰後、クロタールの統一王権が確立する 613 年まで、後者の側に立って種々の外交的活動、政

治的折衝にあたったことは充分に想定されるところである。司教就任間もない頃グントラムヌス王のもとで、フランク領域内にたびたび侵入するブルトン人との交渉のために、彼がブルターニュに使節として派遣された事実を、われわれはここで想起しよう。遺言状には、彼がアウストラシア宮廷で大きな勢力をふるっていたメッス司教アルヌルフと直接書簡を取り交わす仲であったことや、<sup>(30)</sup>ブルグンド王国の宮宰ヴァルナカールなどとも所領の交換をするような相識関係にあったことや、<sup>(31)</sup>ブルグンド王国の宮宰ヴァルナカールなどとも所領の交換をするような相識関係にあったことが記されており、こうした人脈を利用しての政治工作は、クロタール2世にとって非常に有益であったに違いない。<sup>(32)</sup>クロタールによるベルトラムヌスへの、一見過度とも思える恩顧の理由は、ル・マン司教のこうした面での秘かな活躍への感謝に根ざしていると考えるならば理解がゆく。

終りを迎えたベルトラムヌスの生涯、その政治的閱歴、教会人の経験に関して、おそらく最大の問題が、『Gesta』の最後の一節によって提起されよう。その一節とは次のような文章除してパッリウムを身に纏い、かつ王国の全司教の首位に立ち、語った。この一文のもつ重要性は、これまで殆ど問題にされたことはなかった。僅かに19世紀中葉にル・マン教会史を著したP.ポワランが、ベルトラムヌスがパッリウムを纏い、フランク教会において特別の威信を具えるにいたった事実を指摘しているにすぎない。ガドビィはポワランの所説を、遺言状の曖昧な表現からの根拠の無い類推と一蹴しているのであるが、これは明らかに誤りで、ポワランは『Gesta』にある前記の明示的な文言から、そのように主張したのである。ポワランのいわば及び腰ともいえる主張のトーンに理由が無い訳ではない。他のいかなる史料も、ベルトラムヌスが大司教に登位した事実を述べていないからである。ポワラン以後、この記述を問題にした研究は皆見の限り皆無である。ベルトラムヌスの死後2世紀以上を経てこの『Gesta』を著した修道士が、遺言状に散見されるル・マン司教の卓越した処遇から憶測した、純然たる想像の産物なのであろうか。そうとは思われない。作者は「ベルトラムヌス貌下は大司教であった」と明快に言いきっているからであり、こうした伝承、あるいは作者にそのように理解せしめた何らかの情報が、カロリング期ル・マン教会には保持されていたと考えねばならない。単なる事実の捏造であるには、ことは余りに重大であり、『Gesta』がその一部であるところの『Actus』全体の信憑性を大きく傷つけてしまうことになり、ル・マン教会として到底容認しえないところであったろう。

ところで、ベルトラムヌスが大司教であったという証言の具体的な内容はいかなるものであったか。ル・マンの司教座が首都司教座に昇格したのではないことは確実である。ガリアの教会組織上の大変革ともなるこの種の改革が、いかにベルトラムヌスの功績が大きいとはいえ、容易に行われる筈がなく、もし仮に強行されたとしたならば、想定されるその反響の大きさからして、なんらかの記録にとどめられることは確実だからである。しかしそれが、彼がル・マン司教にとどまりながら、なんらかの理由で一時的に大司教職を兼任したというのであれば、たといそれが教会

法上決して正常な状態とは言えないにしても、充分にありうる事態である。ル・マン司教座が属する首都司教座はトゥールである。ところで、クロタール2世は自らの統一王権確立の翌年の614年、この新政権の「基本政策」とも呼ぶべき24条から成る勅令を発しているが、そのうち7項目は、勅令発布の直前に開かれた公会議の決議条項をそのまま引き写したものであり、加えて他に5項目ほどが教会に関わる規定で占められている。<sup>(38)</sup> 勅令全体の半数の条項が、教会に関わる事項なのである。勅令の構成に極めて大きな影響を及ぼした、この614年のパリ公会議には、分王国の枠を越えてフランク王国全域から司教が出席し、そしておそらくは統一王クロタールにこぞって誠実宣誓を行った筈である。ペルトラムヌスも勿論その中にあった。出席者の中にはイ<sup>(39)</sup>ングランドの Castra ultra mare の司教 Iustus と Dorovernum の修道院長 Peter も見え、<sup>(40)</sup>クロタール2世の支配が海峡を越えてイングランド南部にまで及んでいたことを示している。この重要な公会議に三つの司教座が司教を送っていない。ひとつはマインツであり、ついでメップス、そしてもうひとつが他ならぬル・マンの首都司教座であるトゥールなのである。ペルトラムヌスが大司教の肩書きを帯びたという証言と、フランク王国の有力な首都司教であったトゥール司教の欠席という事実は、単なる偶然の符合とは解しにくい。L. デュシェヌは、トゥール司教のパリ公会議欠席の理由として、その直前までこの civitas の司教であった Leupacharius の死、<sup>(41)</sup>もしくは危篤状態を推定している。もしそうであるとするならば、ペルトラムヌスが便宜的に、本来のル・マン司教座の長としてだけでなく、トゥール司教の肩書きをもって公会議に臨んだと推定することは決して無理ではない。クロタール1世以来、半世紀ぶりに出現した統一王権発足にあたっての重要な公会議を前にして、その司教を失うか、あるいは現実にそれに近い状態に陥ったトゥールにたいして、ペルトラムヌスは隣接司教座ということもあり、また何よりも単なる首都司教をしのぐその卓越した政治的地位によって、一時的に後見的な保護支配を行ったと見られるのである。

こうした事態は、パリ公会議において、ペルトラムヌスが果たしたと思われる指導的役割を考えるならば、容易に肯けよう。われわれはペラトラムヌスがパリ公会議において議長格の存在として君臨し、公会議の骨子はペラトラムヌスによってとり纏められたと推測する。『Gesta』の言う、「王国の全司教の首位に立ち、語った」という一節は、まさしくこの公会議におけるペルトラムヌスの主導的役割を指しているのである。最後の proderat (=prodere) という動詞は、報告する、伝える、宣言するといった意味であり、あるいは会議の終了にあたって、決議事項を総括的に列挙し、宣言したのかもしれない。

公会議決議全17条において特に強調されている点は、大きく分けると3点である。第一は、司教の存命中に他の者が司教に任命されなければならないということ(第3条)、および聖職者の教会法に則っての叙任(第2、5条)<sup>(42)</sup>である。第2に、とりわけ強調されていることだが、教会財産の保全に関する条項(第8、9、10、11、12条)<sup>(43)</sup>。第3は、修道院の規律に関する決議(第4、14、

<sup>(44)</sup> 15条) である。そのいずれについても、ベルトラムヌスの大きな関心事であったことは、彼の個人的経験に微して明らかである。第一の問題については、既に述べたように、ベルテギシルスとの二度にわたる司教座をめぐっての苦い思い出があった。教会財産に関しては、ベルテギシルスが自らの篡奪司教座において、教会の文書庫に保管されていた自身のル・マン教会への売却証書を不法に焼却してしまうという事件があり、その保全には特に心をくだいていたと思われる。第12条に見えるように、公会議は教会財産の保全にとって最良の方法である遺言状の作成と、その法的効力を強調しているが、他ならぬベルトラムヌス自身の長大な遺言状の作成は、彼がいかにこうした手段に期するものがあったかを示している。第三の修道院の規律、とりわけ女子修道院のそれ(第15条)については、例えば有名な590年のポワティエのサント＝クロワ女子修道院で生じた争乱と、そのもととなった風紀・戒律の乱れについて、ベルトラムヌス自身が詳さに知る立場にあったのである。確かに公会議で問題となっている悪弊は程度の差はあるものの、ガリア教会全体が等しく頭を悩ませていたのであって、ベルトラムヌス一人の関心に還元する説には勿論いかない。しかしながら、彼の個人的経験を踏まえて、「王国の全司教の首位に立ち、語った」という『Gesta』の証言を解釈するならば、パリ公会議を主導したのがベルトラムスであった、というわれわれの推測は、必ずしも根拠無きものとは言えないだろう。とりわけクロタール2世のベルトラムヌスへの恩顧の厚さを考慮するならば、王権の膝下パリで開催される公会議の指導をル・マン司教に委ねるのは、むしろ当然の成り行きでもあった。

<sup>(45)</sup> ベルトラムヌスの墓は、彼自身が建設したル・マンのラ・クチュール修道院の地下礼拝堂<sup>(46)</sup> (crypte)の祭壇下にある。その棺の中には、脚の骨片と灰が収められている。これらの聖遺物と並んで、<sup>(47)</sup> ベルトラムヌスゆかりの品として、一片の布が聖遺物として残されている。それは金糸をちりばめた赤い絹の布で、緑の絹糸をつかってライオンの図柄が刺繡されているという。原産地はその図柄からオリエント、とりわけササン朝ペルシアが推定されている。<sup>(48)</sup> 年代は6世紀とされているが、もしそれがベルトラムヌス自身のゆかりの品とすれば、7世紀に近い6世紀に属するであろう。『Gesta』で述べられているパッリウムに関する事実が正しく、ル・マン司教がそれを教皇庁から贈られた一というのも、司教にパッリウムを贈ることが出来たのは教皇だからである一とすれば、このペルシア原産の絹布はその折にローマから伝來したものではなかろうか。それとも、これは単に当時の遠隔地交易の名残りであろうか。判断は留保しなければならない。

ベルトラムヌスは遺言状を作成した616年3月27日から程なくして、同年もしくは翌年の7月<sup>(50)</sup> 1日にこの世を去った。

## 注

- (1) Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.39. p.405
- (2) Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.42. p.408

- (3) "Licet nulli habetur incognitum qualiter ego post transitum Guntranni, quondam regis, per quod sacramentum insolubile domino meo Clothario regi dedi, pro eo quod civitas Cenomannis, legitimo ordine, post transitum domni Guntranni, ex hereditate genitoris sui, bonae recordationis suae Chilperici quondam regis debuit pervenire..." Actus, p.110
- (4) グントラムヌスの治世33年目を592年とするか、593年とするか所説が分かれている。ここではウォレス=ハドリルに従って、593年としておく。The Fourth Book of the Chronicle of the Frdegarii, ed. and trans. by J.M.Wallace-Hadrill, London 1960 p.127 参照。
- (5) "Anno 33 regni Guntramni. Eo anno, quinto Kal. Aprilis ipse rex moritur" Fredegarii chronicarum, lib. IV, c.14 in MG.SRM. t.2, p.127
- (6) U.Eckardt, Untersuchungen zu Form und Funktion der Treueidleistung im merowingischen Frankenreich, Marburg 1976, p.199 et 133—135 参照。
- (7) "...Berthigiselus inlicito ordine, contra decreta canonum, in sede sua fuit adgressus, et nimium res sanctae Mariae vel meas proprias generavit pro his gravissimum dispendium,..." Actus, p.114—115.
- (8) "...ego post transitum Guntranni, quondam regis, per quod sacramentum insolubile domino meo Clothario regi dedi,..." Actus, p.110
- (9) Gadby, op. cit. p.154
- (10) Fredegarii chronicarum lib. IV, c.20, p.128 参照。
- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) "...germanus meus Berthulfus in expeditionem domni Clotharii regis interemptus fuit,..." Actus, p.117
- (14) Actus, p.115. "et iterum ego pauper ipsum valde in captivitate fui" の in captivitate はこのように理解すべきである。
- (15) "...(cum) ego absensui pro fide mei conservatione..." Actus, p.109
- (16) Fredegarii chronicarum lib. IV, c.26, p.131
- (17) "Et postquam Dominus noster, cum voluntate Dei, una cum praecelso consubrino suo, Theodeberto regi, charitatem inicit et voluntarie quantitatem de regno suo recepit,..." Actus, p.115
- (18) Actus, p.90
- (19) Ibid. p.113 et 109
- (20) Gadby の同定によれば、Codata は多分ル・マン市域の Comes もしくは Cone. Cambariacus は Chemiré en Charnie arr. Le Mans, com. Loué, p.91 et 84である。
- (21) reicola Bauciallo (=Boisseau, dép. Loir-et-Cher, arr. Blois, com. Marchenoir) Actus, p.130., Gadby, op. cit. p.117
- (22) Gadby, p.117
- (23) Greg. Turo. Hist. lib. VII, c.17., p.338 Duchesne, Fastes, t.2 p.426—427
- (24) パリ公会議の決定にもかかわらず, Promotus はシギベルト1世の死, すなわち575年まで先の地位を維持した。Duchesne, ibid.
- (25) Greg, Turo, Hist. lib, VII, c.29. p.347
- (26) 627年にクリイシーで開かれた公会議に出席しているシャルトル司教ベルテギシルスが、果してかつてのル・マンの「篡奪」司教であった人物と同一か否かは確認しえない。Duchesne, Fastes, t.2, p.428. だがその可能性を全く否定することは出来ないであろう。

- (27) *Fredegarii chronicarum*, lib IV, c.29. p.132. この年ブルグンド王テウデリクス2世の側室が *Merovecus* なる子を生んだが、クロタール2世はその代父となっている。
- (28) *Fredegarii chronicarum*, lib. IV, c.38 p.139—140
- (29) Ibid. c.39 p.140.
- (30) 3頁参照。
- (31) *Actus*, p.132.
- (32) *Actus*, p.107
- (33) 604年から613年にかけてのフランク政治史は、三分王国の同盟、離反の複雑な経過に彩られていた。いずれ詳論する機会があろうが、ここでは差しあたり秘かな政治工作の働く余地が充分すぎるほどあった事実を指摘するにとどめる。
- (34) 使徒の継承者として教皇が身につける外套であるが、教皇は諸司教にその功績を讃えて、これを贈ることがあった。
- (35) "Praedictus autem dominus Bertichramnus archiepiscopus erat, et pallium, sicut mos est metropolitanorum, ferebat, atque omnibus episcopis totius regni praeverat et proderat..."  
*Actus*, p.101
- (36) P.Poilin, *Histoire de l'Eglise du Mans*, Paris 1852, t.1, p.321 Gadby, op cit p.159による。
- (37) Gadby, op. cit. p.159
- (38) *Edictum Parisiensi*, A.614, in MG.LL. *Capitularia regnum Francorum* t.1. p.20—23.
- (39) 徳田・前掲論文 149—158頁参照。
- (40) *Concilium Parisiense*, a.614, in MG. LL. *Concilia*, t.1, p.192
- (40 bis) メロヴィンガー王権が、クロヴィスの時代以来イングランド南部に支配を及ぼしていたことは、I. Woodによっても指摘されている。I. Wood "Disputes in late fifth-and sixth-century Gaule : some problems" in *The Settlement of disputes in early medieval Europe*, ed, by W. Davies and P. Fouracre, Cambridge 1986. p.22. 参照。
- (41) Duchesne, *Fastes*, t.2, p.308
- (42) *Concilia* t.1, p. 186 et 187
- (43) Ibid. p.187—189
- (44) Ibid. p. 187 et 189—190
- (45) *Actus*, p.100
- (46) Gadby, op. cit. p.150
- (47) Ibid.
- (48) Ibid.
- (49) Ibid.
- (50) *Actus*, p.101 正確な年代は知られていない。

### I. 3. 交友と人的関係

遺言状には解放奴隸などの隸属民を含めて、124人の人々が名前を挙げられて登場する。内訳は兄弟や甥など親族関係が明示されている者10人、amicus, fidelis などと形容されているベルトラムヌスの従者の存在5人、奴隸的隸属民22人、そして残りが87人である。ここで取り上げるのは、この最後の87人である。この中にはベルトラムヌスが parens, consanguineus など曖昧な仕方ではあるが、親族関係の存在を認めている者が何人か含まれている。87人の構成は、王族

がクロタール2世とカリベルト1世の妃インゴベルガの2人、司教が8人、修道院長が4人、ル・マン教会をはじめとする下級聖職者ならびに修道士(女)が10人、vir inlusterあるいはinlusteris matronaといった身分呼称で示されるか、確実にそのような存在と見なされる者10人、およびその他の俗人が54人である。

#### a) 司教層

最初に司教についての所見から始めよう。遺言状において、司教座が何らかの形で明示されているのは8司教中2人で、トゥール司教アゲリクスとメッス司教アルヌルフスがそれである。<sup>(1)</sup> この2司教座とも、614年のパリ公会議に欠席している司教座であることが目を引く。2人とも同公会議の後、すなわち新体制発足直後に叙任を受けたと推定される。アゲリクスは、ベルトラムヌスの母親に属する所領が奪われ、その一部がトゥールのサン=マルタン修道院に寄進されたのを、返還して貰うのに力を尽した司教として登場している。<sup>(2)</sup> 前に述べたようにごく短期間、暫定的にではあるが、ベルトラムヌスはトゥールの司教座を掌握していたと見られるところから、アゲリクスの司教叙任に大きな役割を果したものと思われる。メッス司教アルヌルフスはカロリングー王家の遠祖であり、カール・マルテルの曾祖父にあたる人物であった。アルヌルフスに関しては、vita(伝記)その他例外的に豊富な情報があるが、詳論は避けよう。<sup>(3)</sup> ただ二つの点を指摘しておく。ひとつは、彼が若年ながらアustrasia宮廷の中心人物の一人であるということ。もうひとつは、彼の司教叙任がクロタール2世の意向によって行なわれ、その動機が、セナートル貴族の系譜をひく門閥が担って来た「司教支配体制」を、宮廷勤務のフランク人を司教に叙任することにより、内側から解体せしめるべくとられた最初の人事であった、ということである。<sup>(4)</sup> 614年のパリ勅令は、宮廷人からの司教選出をその第1条において明記し、この面での新体制の進むべき道をはっきりと宣言していた。<sup>(5)</sup> アルヌルフスもまたアゲリクスと同様に、パリ公会議直後に司教に叙任されたものと思われる。遺言状から、ベルトラムヌスがアルヌルフスと書簡を取り交わす仲であったことが知られる。後者がクロタール2世に敵対するブルンヒルデ勢力に対抗するアustrasia内部の有力者であったところから、クロタールの腹臣として政治工作に活躍したと思われるベルトラムヌスとは、おそらく統一王権成立以前から何らかの交渉があったのは蓋然的であり、またメッス司教の人選にあたって、クロタールの教会政策の最高顧問格であったベルトラムヌスの意見が影響力をもったのはありうる事態である。

<sup>(6)</sup> 遺言状で綴字に多少の歪曲はあるものの、三度その名前が挙げられているカイモアルドゥスなる司教がいる。その司教座は明記されていないが、614年のパリ公会議出席者リストにレンヌ司教として Haimoaldus なる人物が見え、まず間違いなく同一人物である。彼はル・マンの助祭長時代に、市壁内に建てた家をベルトラムヌスに売却している。<sup>(7)</sup> レンヌはル・マンの隣接司教区であり、またカイモアルドゥス自身ル・マンの助祭長から司教に叙任され、加えてベルトラムヌスの親族であることをベルトラムヌス自ら認め、確実であるところから、司教選任に際して

ル・マン司教の意向が強く働いていたと考えられる。ベルトラムヌスの兄弟で、同じくパリ公会議にエヴルー司教として出席しているヘルメヌルフスが<sup>(12)</sup>、遺言状作成の時点で他界していたためであろうか、カイモアルドゥスは隣接司教区の長である血縁者として、ル・マン司教によって自らの葬儀の「葬儀委員長」としての役割を託され、また命日ごとの追悼記念の主宰者に指名されている。

Carrières-à-Marcon (Sarthe県) にある葡萄畑を、贈物として(suo munere)ベルトラムヌスに与えたリキニウスという名前の司教が遺言状に登場するが、この人物はその時点で故人となっていた。<sup>(14)</sup>ローマの古い氏族名リキニウスを名乗る司教として、6世紀から7世紀の初頭にかけて3人（エヴルー、トゥール、アンジェ）ほど知られているが、年代的条件から見て、アンジェ司教リキニウスと見て良い。グレゴリウスによれば、クロヴィスと同時代のトゥール司教リキニウスもアンジェ出身で、かつ若年の頃オリエント、イエルサレムに旅し、修道生活を学び、帰国後アンジェ地方に修道院を建設して、その院長を努めたという。まずはセナトール貴族の子弟に典型的な経歴の持ち主であった。われわれが問題にしているリキニウスはその一族と思われ、おそらくはアンジェ地方にローマ期から根を張る門閥の一員である。<sup>(15)</sup>601年の日付をもつ教皇グレゴリウス1世の書簡は、彼の名声がローマまで達していたことを示している。作者不詳の伝記は、同司教を「王家の出自 (prosapia regum genitus)」と表現し、また11、2世紀に伝記を書いたマロボドゥスは「この上なく高貴の出自で、実に王族に同じ (clarissimo genere ortus, reges enim...)」としているところから、王家に極めて近い血縁関係にあったと推定される。いずれにせよ、この人物がアンジェを代表する聖人司教の一人であったことは、『ウスアルドゥスの聖人祝日暦』や、アンジェ地方の手稿本に収められている同司教の伝記の多さから知られる。

複数のヴィラをベルトラムヌスに売却した司教ドラコアルドゥスなる人物は、L・ドゥシェヌによって同名のオシュ(Auch)司教に同定されている。遺言状の文言によれば、この司教はその「司教座都市」において殺害されたのであった。ドゥシェヌによると、13世紀に編纂されたオシュ司教座聖堂の受給証書控に収録されている歴代司教リストには、それぞれ34代と37代に二人のDracoaldus が見える。<sup>(26)</sup>年代的な符合という点も考えると、第34代司教が遺言状に登場する人物と考えられる。比較的短期間のうちに同名の司教が叙任されているところから、二人ともオシュに勢力を有する同一門閥出身者と見てよい。ピュレネー山脈に近いこの地方とベルトラムヌスとの結びつきは、ル・マン司教のボルドーとの関係を介してであると想定される。

ヴィラ Montiniaco を所有していた司教ギボアルドゥスは、ある写本によればアングレーム司教に同定しうるが、確実ではない。仮にこの司教がアングレームの司教座の長であったとすれば、ひとつの可能性として、オシュの場合と同じくボルドーの隣接司教座ということで、ベルトラムヌスのボルドーとの結びつきを媒介にした辯と考えることも出来よう。ただしヴィラ Montiniaco がル・マンに近いマイエンヌ地方に比定されるところから、この人物を同地方出身者とし、アングレームに叙任されたものと見ることも出来る。従って必ずしもル・マン司教とボルドー

ーとの交流の所産と決める訳けにはいかない。だがベルトラムヌスが、不法に奪われたボルドー地方にある母方の所領の返還のためにアングレーム司教と交渉したのは事実で、そのことは遺言状にも記されている。<sup>(30)</sup>

司教テオドルスは、reicola Luciniaco et Monte を寄進した Suadria なる女性の兄弟として遺言状に登場する。<sup>(31)</sup> 確かに、これはル・マン司教とテオドルスとの直接的な相識関係を証明する所見ではない。だが妹がベルトラムヌスの知己であるのに、同じ高位聖職者である兄が未知の仲であったとはとうてい想像しがたい事態である。『Actus』の編者ビュソンとルドゥリュは、テオドルスを同名のマルセイユ司教に同定している。そもそもテオドルスなる名前は古代末期にきわめてポピュラーで、J・マアティンデイルの『プロソポグラフィ』には、4世紀末から6世紀初頭にかけての64名のテオドルスが列挙されている。そのうちガリアに勢力を有するのは、12番の Avitus の親族 (a.425/426) と31番の vir clarissimus の呼称を冠されている人物 (a.461/467)<sup>(32)</sup> である。<sup>(33)</sup> 二人ともシドニウス・アポリナスと関係があるところから、オーヴェルニュ地方のセナトール門閥に属すると見てよい。532年から534年にかけてのテウデリクス1世のオーヴェルニュ侵攻は、大量のオーヴェルニュ人の脱出と、オルレアン近郊の Micy 修道院を経由してのル・マン東部辺境への彼らの定着という事態をひき起したとされるが、ル・マン司教座とテオドルス一族との結びつきが果してこれと関係があるかどうかは断定できない。<sup>(34)</sup>

ところでトゥールのグレゴリウスはこのマルセイユ司教について、全部で8つの章を割いてその事蹟を詳しく語っている。これらの叙述から、テオドルスがベルトラムヌスの叔父と推定されるボルドー司教ベルトラムヌスと同じく、王位僭称者グンドヴァルドゥスの強力な支持者であって、ブルグント王グントラムヌスによって投獄されたこと (lib. VI, c.11, 24, : VIII, c.15), と同時にアウストラシア王キルデベルト2世が宣戦布告の威嚇までして、グントラムヌスにその釈放を求めた (lib. VIII, c.13) ほどの重要人物であったことが知られる。同じ党派に属するボルドー司教ベルトラムヌスに対して、極めて厳しい評価をしていたグレゴリウスも、このマルセイユ司教については、敬神の念篤い教会人として高く評価している (lib. IX, c.22)。おそらくテオドルスが自らと同じくオーヴェルニュのセナトール門閥出身者であることが、こうした評価の一因になっているのであろう。テオドルスは596年以前に死亡していると思われるところから、<sup>(35)</sup> ル・マン司教の同司教との交流は、その司教在位期の比較的初期の頃と思われる。<sup>(36)</sup>

### b) 高級官職担当者とその親族

こうしたカテゴリーに入る人物として、10人が遺言状から検索できる。そのうち Leudegarius はブルグンド王国の有力者と思われるが、同分王国のテウデリクス2世の没後、その所領を没収された人物として姿を現わしているだけなので、本節の課題に照してあらかじめ除外しなければならない。残る9人のうち過半数を占める5人が宮宰であったか、あるいは後に宮宰となる人物である。この事実はベルトラムヌスが獲得したクロタール政権下での高い地位を如実に示すものである。

すものであろう。

613年にクルタール2世がアウトラシア、ブルグンドを掌握して、フランクの単独、唯一の王となった直後の宮宰は、アウストラシアが Rado、ネウストリアが Gundolandus、ブルグンドが Warnacharius であった。このうちヴァルナカリウスは、テウデリクス2世治下に既にこの職にあった人物だが、ブルグンド王国でのブルンヒルデの影響力に危険を感じ、秘かにクロタールと氣脈を通じていた者であった。<sup>(39)</sup> ブルンヒルデが、同年ケルンで急死したブルグンド王テウデリクス2世の遺児を押し立て、クロタールに殆んど見込みの無い決戦を挑んだ時、ヴァルナカリウス<sup>(40)</sup> を初めとしてブルグンドの主だった有力者たちはクロタール側に寝がえっていたが、こうした工作が宮宰ヴァルナカリウスによるものであったのは明らかである。彼はその功績によって、クロタール2世からブルグンドの終身宮宰の地位を獲得している。<sup>(41)</sup> ヴァルナカリウスの離反にあたっての、ベルトラムヌスの説得工作は充分ありうることである。というのも二人は、前者がオルレアン北東のガティネ地方に所有する幾つかの小所領 (mansiones) と、後者がマイエンヌ地方に所有するヴィラとを交換するような間柄だからである。<sup>(42)</sup> ちなみにヴァルナカリウスの出身門閥は<sup>(43)</sup> ジュネーヴ近辺に勢力を張る一族であったと見られる。ネウストリアのグンドランドゥスとアウストラシアのラドは、ともに613年に新たに宮宰に任命された人物であった。<sup>(44)</sup> ベルトラムヌスの遺言状によれば、グンドランドゥスはベルトラムヌスとともにブルージュ、アルビ、ケルシー、アジエンなどの諸地方に在ったヴィラ群を、また Chugus を加えた3人で、Aureliana から没収したプロヴァンス地方のヴィラ群を、いずれもクロタール2世から賦与されている。<sup>(45)</sup> ベルトラムヌスはグンドランドゥスと共同で、ヴィラ Nociogilo の用益権を自らの親族で修道女の Dundana<sup>(46)</sup> に与えているところから、両者には単に政治的なつながりだけでなく、私的な交流があったと見ることができよう。

グンドランドゥスが639年に死亡すると、その後継者としてネウストリアの宮宰となったのが、典型的な西ゴート人の名前をもつ Aega<sup>(47)</sup> であった。<sup>(48)</sup> アエガはベルトラムヌスの在命中は宮宰職に就いてはいないが、その後のこうした経歴から見て、当時既にクロタール2世に勤務する高級官職担当者であった違いない。彼はベルトラムヌスに、ル・マン近郊の Allones にある Souvre の colonica<sup>(49)</sup> を贈与している。ル・マン司教が現職の宮宰ばかりでなく、未来の後継者と合せて、2代のネウストリア宮宰と個人的な親交があったことをこの事実は示しているが、そこから彼が発足当初のクロタール政権下でいかに中枢的地位を占めていたかが窺われるのである。

ベルトラムヌス、ヴァルナカリウスらとともに、ブルグンドにある諸ヴィラをクロタールから賦与されたラドは、先に詳論したように、613年アウストラシアの宮宰となった人物であった。ところで『フレデガリウス年代記』はクロタルの治世34年目(617年)の出来事として、ランゴバルド王アゴ (Ago) の使節が、同王国がフランク王に毎年支払うべき12,000ソリドゥスの貢納金を以後免除してもらうべく、その取りなしのためにヴァルナカリウス、グンドランドゥス、ク

クスにそれぞれ 1,000 ソリ ドゥスずつ贈ったと記している。前二者はそれぞれブルグンド、ネウストリアの宮宰であったところから、ククスもまた宮宰であり、残るはアウストラシアのそれといふことになる。<sup>(51)</sup> とすればラドは早くも 617 年にアウストラシアの宮宰を退いたことになるが、<sup>(52)</sup> その原因として二つの要素が想定しうる。ひとつはまさにこの時期にあたる、ネウストリアの最有力者で、おそらくラドの抜擢にあたって、後見者の役割を果したと推測されるベルトラムヌスその人の死であり、もうひとつはアウストラシア勢力に牢固としてある政治的自立化への強い指向である。ラドに代って宮宰についたククス (=Hugo) は『聖アルヌルフス伝』によると、アウストラシアのメスの人でアルヌルフスの友人であるところから、<sup>(53)</sup> 宮宰の交替あたってのアルヌルフスの関与が考えられる。もっともククスは終始クロタールには忠実であり続け、宮宰就任以前にル・マン司教やネウストリア宮宰とともに、クロタールからプロヴァンス地方の所領を与えられた人物であった。<sup>(54)</sup>

遺言状には、この他に *vir inluster* なる称号を帶びた二人の高級官職担当者が登場する。そのうちの 1 人 Babiso は、ル・マンの近くにある *villare Hilliaco* をベルトラムヌスに贈与している。<sup>(55)</sup> その素性について詳細は不明だが、ネウストリアの支配層に属する人物であるのは確実であろう。もうひとりは、サント地方のヴィラ *Castalione* をベルトラムヌスと共同で所有していた *Sigelanus* である。<sup>(56)</sup> この人物はベルトラムヌスと血縁関係にあった。<sup>(57)</sup> エブリングによれば、彼は現在も原本で残っている、625 年の日付をもつサン＝ドニ修道院への寄進の、<sup>(58)</sup> クロタール 2 世による確認証書に登場するレフェレンダリウスの *Syggolenus* と同一の人物である。<sup>(59)</sup>

*colonica Vatinolonna* に、Beron なる人物と持分を共有していた *inlustris matrona Egydia* (=Aegidia) は、そのガロ＝ローマ系の名前及び呼称からして、セナトール貴族の血統に属する女性と推定される。エギディアはベルトラムヌスの建立になるサン＝ピエール・ポール修道院に寄進すべく、自分が所有する前記 *colonica* を託したのであった。忘れてならないのは、パリの王カリベルト 1 世の末亡人であったインゴベルガとの関係である。グレゴリウスの証言によれば、インゴベルガは 589 年に死を目前にして遺言状を作成し、トゥールの司教座教会及びサン＝マルタン修道院、それにル・マン教会にその財産を遺贈したのであった。<sup>(60)</sup> 当時インゴベルガはル・マン司教区に住んでいたと思われる。この遺言状の作成の折には、グレゴリウスの他に、ベルトラムヌスもル・マン司教として臨席していた筈である。司教ベルトラムヌスの遺言状には、このインゴベルガに同司教が強く懇願して、ヴァンドーム地方の *ager Cultura* を贈与して貰った事実が記されており、その領地に半分の持分を有する同妃の兄弟 *Magnulfus* とともに、ベルトラムヌスの親密な交友圏に入っていたのはまず間違いなかろう。

#### c.) 修道院長、修道士、下級聖職者

修道院長として遺言状に登場する Bobenus, Leusus, Eoladus, Johannes<sup>(61)</sup> の 4 人のうち、帰属修道院名が示されているのは Bobenus のみで、Saint-Aubin である。これはおそらくアンジ

ュのサン＝トーバンであると考えられる。だが Leusus に関しても、彼がベルトラムスの先任司教ドムノルスガル・マン市域内に建設した、サン＝ヴァンサン修道院の院長であったと推定できる文書が『Actus』に見られる。それは581年9月4日の日付を持つ、司教ドムノルスの同修道院への寄進文書である。<sup>(65)</sup> この寄進行為に立ち合い、文書に司教として副署しているのが、唯一アンジェ司教アウドヴェヌスのみであり、その後継者が遺言状に登場するリキニウスである点を併せ考えると、この隣接する司教座同士は、伝統的にかなり友好的な関係を保っていたものと思われる。<sup>(66)</sup>

修道士や下級聖職者10人のうち6人が、ル・マンの市内もしくはその郊外に、土地あるいは家屋などの不動産を所有していた。この事実は、彼らが概ねル・マン及びその近郊出身者であることを示唆しているものと考えて良いであろう。このうち Romulus presbyter を除く5人はいずれも助祭職 (diaconus) にある。この職は教会の種々の社会的救済機能を引き受け、俗人との日常的接触が最も密な者たちであった。<sup>(67)</sup> 残る4人のうち Dundana と Theudoaldus は、ロワール川沿岸に所領を擁している。<sup>(68)</sup> Dundana はベルトラムヌスの親族と形容されており、また彼女が<sup>(69)</sup> 与えられているのはヴィラの用益権のみというところから推して、その収益をル・マンにあって享受する、ル・マンの住人の可能性が大きい。Papolenus はベルトラムヌスに colonica Villanova を売却した人物だが、ガドビイによればこの地はパリ近郊の Villeneuve-Saint-Georges である。<sup>(70)</sup><sup>(71)</sup> もしそうであるとすれば、パリ地方出身の聖職者ということになろうか。いずれにせよ修道士や下級聖職者に著しい特徴は、ル・マン及びその周辺地域出身者が多いという点である。

#### d) 俗人

高級官職担当者を除いた53人の中に、2人の商人が含まれている。ひとりはル・マンの南、トゥール司教区との境界に近い、Cariliacense の葡萄畠をベルトラムヌスに売却したことのある Sargitus<sup>(72)</sup> という名前の人物である。彼はその土地から東へ10kmほど離れた Villedieu-le-Château<sup>(73)</sup> で、商取引を行なう者であった。もうひとりは Eusebius<sup>(74)</sup> である。遺言状によれば、この人物はパリの南郊ソー (Sceaux) の近く Fontenay-aux-Roses<sup>(75)</sup> に葡萄畠を、パリの市壁内に一部が旅籠 (taberna) 機能を有する、賃借人 (locarius) を擁する大規模な家屋を、さらに市壁外に土地を所有していた。ベルトラムヌスはこれら一連の不動産を、エウセビウスではなくクロタル2世から下賜されている。<sup>(76)</sup> 従ってル・マン司教とエウセビウスとの関係は、遺言状から直接には読みとれない。また、実は遺言状にはエウセビウスが商人であるとは明示されていないのである。にもかかわらず、われわれが彼をそのように考える根拠は、グレゴリウスの叙述である。『歴史』第10書26章は、パリ司教ラグニモドゥスが死去すると、その兄弟で司祭のファラモドゥスと争った末、シリア生まれの商人エウセビウスが、多大な贈物によって同司教座に登った事實を伝えている。彼は司教座の聖職者を追放し、代りにシリア人を据えたのであった。<sup>(77)</sup> 591年のことである。エウセビウスがパリの商人であり、聖職者でなかつたのは確実である。ベルトラ

ムヌスの遺言状に現われる、パリ及びその近郊に家屋敷や葡萄畠を所有するエウセビウスと、グレゴリウスが語る同名の人物とは恐らく同一人であった。ベルトラムヌスがクロタール2世からエウセビウスの財産を賦与されているのは、この人物はその後クロタール2世の不興をかったたか、あるいは聖職売買の廉で追放され、国王によって財産を没収されるという事態があったためであろう。歴代パリ司教のリストには、601年の時点で既に司教となっているシンプリキウスの前任者として、エウセビウスと争って敗れたファラモドゥスが見えるところから、このシリア商人の司教在職期は更に前ということになり、期間は極めて短かかったと推測される。<sup>(79)</sup> 遺言状でエウセビウスが俗人(*laicus*)と形容されているのも、彼が正式に聖職者としての修養を積んだ経験がなかったがゆえ、と考えられるのである。7世紀のパリ及びその南郊と、ル・マン地方との間に手工業製品や手工業者自身の交流がかなり密であったことは古錢学の分野での研究が明らかにしているが、<sup>(80)</sup> ベルトラムヌスが、短期間であるにせよパリ司教であったエウセビウスと相識関係にあった可能性は否定できない。

シャトーダンの近くにあるヴィラ Macerias をベルトラムヌスに売却した Bethon は、おそらく625年にクロタール2世によってパリ市内の所有地(area)のサン＝ドニ修道院への寄進を確認して貰った、名前不詳の人物であると思われる。というのも双方の父親の名前が Baddon と同一であり、さらにはクロタールの証書に副署している Syggolenus が、既に述べたようにベルトラムヌスの親族であり、互いにル・マン司教の人的サークルに属していた筈だからである。このバッドンは、おそらくグレゴリウスが語っているクロタールの母フレデグンデの有力下臣で、587年頃使節としてブルグンド王グントラムヌスへ遣わされた一団の長と同一人物と推定される。彼ら使節はグントラムヌスにから刺客の嫌疑をかけられ捕えられたが、バイユー司教のとりなしで解放されパリに帰っている。従ってパリの住人と考えるべきであろう。<sup>(81)</sup>

妻 Sanctia とともに, reicola Fontana を贈与した Baudechisilus は, vir magnificus なる呼称を帶びている。<sup>(82)</sup> R. シュプランデルは、この所領の配置とその呼称からル・マンに住むローマ貴族の末裔を想定している。遺言状に登場する、数ある寄進者の中で、唯一その名前がサン＝ピエール・ポール修道院の『生命の書』と呼ばれる記念追悼者名簿へ登録されているところから、ベルトラムヌスと親しいル・マンの名望家であったのは間違いないだろう。

残る俗人の中で、遺言状で土地の売却者あるいは寄進者として姿を現わす人々は、概ね三つのグループに分類される。数の上で最も多いのは、ル・マン司教区内ではあるが、西部に位置し、ブルトン人の領域との境界地帯でもある、マイエンヌ地方に土地を所有する人々である。こうした人々は百パーセントゲルマン名を名乗っており、古代末期に対ブルトン人政策として、またフランク時代に入ってからも継承されたこうした政策のために植民させられた、フランク人やスエビ一人その他のが爾マン諸部族の子孫と考えられる。次に多いのはル・マン市域内あるいはその近郊に土地を有する人々で、こうした人たち 5 親族 8 人中ローマ人名を帶びていないのは、単独で寄進者

として姿を見せる Guntha ただ一人であるのは、極めて注目すべき現象である。ル・マンとその近接地域のこれら住民の多くは、ガロ＝ローマ系の土地所有者であり、彼らの土地財産の教会への流入現象は、この時期進展しつつあったキヴィタス周辺部での土地所有関係の変動の一端を示していると思われる。このグループが他と比べて相対的に寄進が多いのも、司教ベルトラムヌスと日常的に接しているがゆえの、自発的喜捨によるためと思われる。ちなみに第1グループの場合<sup>(90)</sup>は、13例中2例のみが無償贈与で、残る11例は売買による取得であり、全てがそうではないにしても、ベルトラムヌスの側からの積極的な働きかけによる変動の可能性が大きいのである。

最後の第3グループはル・マン司教区外の所領で、ボルドー、エタンプ、ヴァンドーム、トレギュ（ブルターニュ北部）<sup>(91)</sup>の4例だが、最後のトレギュだけが、一部贈与、一部売買という形をとっているだけで、残り3例は全て買得である。これら遠隔地の所領主にたいする、ベルトラムヌスの側からの売却要請は一層明白であると言えるであろう。

- (1) *Actus*, p.122
- (2) *Actus*, p.132
- (3) *Actus*, p.121-122
- (4) E.Ewig, "Die fränkischen Teilreich im 7. Jahrhundert (613-714)", in *Trierer Zeitschrift*, Bd. 22, 1956 p.194
- (5) J.Jarnut, *Agilolfingerstudien. Untersuchungen zur Geschichte einer adligen Familie im 6. und 7. Jahrhundert*, Stuttgart 1986, p.69
- (6) *Capitularia regnum Francorum. MG. LL. Sectio II*, t. 1, p.21
- (7) Ewig, "Die fränkischen Teilreiche", p.194, なおアルヌルフスの事蹟については、N.Gauthier, *L'évangélisation des pays de la Moselle. La province romaine de Première Belgique entre Antiquité et Moyen-Age (III<sup>e</sup>-VIII<sup>e</sup>siècles)* Paris 1980, p.373-383 参照。
- (8) それぞれ Chaimoaldus, Cabimoaldus, Chaimaldus と綴られている。*Actus*, p.118 et 134-135
- (9) *Concilia*, t.1 p.191., *Actus*, p.118 n.3., Duchesne, *Fastes*, t.2 p.345
- (10) *Actus*, p.118
- (11) "Adjuro et rogo dominum meum Cabimoaldum episcopum, quia consanguineus meus esse dinoscitur,..." *Actus*, p.134-135
- (12) *Concilia* t.1, p.192 参照。
- (13) *Actus*, p.134-135
- (14) *Actus*, p.118
- (15) Duchesne, *Fastes*, t.2 p.227, 305, 358
- (16) Greg. Turo. *Hist. lib. X*, c.31 p.531
- (17) Gregor I *Registrum epistolarum in MG. Epp. t. II.* p.314-315.
- (18) *Bibliotheca Hagiographica Latina* n°4917
- (19) U.Chevalier, *Répertoire des sources historiques du Moyen Age : Bio-Bibliographie*, t'2 réimp. New York 1960, p.2998-2999
- (20) *Bibliotheca Hagiographica Latina* n°4918
- (21) *Le Martyrologe d'Usuard. Texte et commentaire*, par J.Dubois, Bruxelles 1965, p.179

- (22) J.van der Straeten, *Les manuscrits hagiographiques d'Orléans, Tours et Angers avec plusieurs textes inédits*, Bruxelles 1982, p.199-275 参照。
- (23) Duchesne, *Fastes*, t.2 p.96
- (24) Actus では “in civem ipsam” となっているが、意味不明となる。ここではマビヨンの読みに従って “in civitatem ipsam” と理解しよう。Actus, p.133 n.4
- (25) “...villas vero, quas, dato pretio, de Dracoaldo episcopo comparavi, et in civem (=civitatem, Mabillon) ipsam, ubi praedictus pontifex fuit occias (=occisus, Mabillon, Le Corvaisier), esse noscuntur...” Actus, p.133
- (26) Duchesne, *Fastes*, t.2, p.93
- (27) Actus, p.132
- (28) Duchesne, *Fastes*, t.2 p.69 n.6
- (29) Gadby, op.cit. p.121, n.2
- (30) Actus, p.121-122
- (31) Actus, p.131
- (32) Actus, p.131, n.2
- (33) J.Martindale, *Prosopography of the Later Roman Empire, AD.395-527*, Cambridge 1980 p.1085-1099
- (34) Ibid., Stroheker, *Der senatorische Adel*, n°391, 392. p.224 参照。
- (35) Ph. Le Maître, “Évêques et moines dans le Maine: IV<sup>th</sup>-VIII<sup>th</sup> siècles”, in *Revue d'Histoire de l'Église de France*, t.LXII n° 168, 1975 p.97-98
- (36) Greg. Turo. Hist. lib. VI, c.11, 24; lib. VII, c.36; lib. VIII, c.5, 12, 13, 20; lib. IX, c.22.
- (37) テオドルスの後継者 Serenus は、遅くとも596年にマルセイユ司教に叙任されたと思われるからである。Duchesne, *Fastes*, t.1, p.276
- (38) Actus, p.132
- (39) Fredegarii chronicarum lib. IV, c.41, 42, p.141-142
- (40) Ibid. p.141
- (41) Ibid. p.142
- (42) Actus, p.107; Gadby, op. cit. p.81
- (43) 『フレデガリウス年代記』には、ブルグンド王テウデリクス2世の宮宰で、599年に他界したヴァルナカールの記述が見える (lib IV, c.18)。602年ジュネーヴに滞在したテウデリクスは、同教会にたいしてなされた、このヴァルナカールの寄進を確認している (lib. IV, c.22)。二人のヴァルナカールの間に血縁関係があるって、一族の拠点が、多大な寄進の行なわれたブルグンド王国の初期の「首都」、ジュネーヴであったのは確実である。Wallace-Hadrill, *The Fourth book of the chronicle of Fredegar*. op.cit. p. 12, 15 参照。
- (44) グンドランドウスのネウストリア宮宰職については、*Liber Historiae Francorum* の第41章で、ブルンヒルデの処刑の叙述に統いて “Gundolandus nobilis maior domus in aula regis, vir egregius atque industrius” と記されている。MG. SRM. t.2, p.311。ラドに関しては『フレデガリウス年代記』第4書42章で、アウストラシアの宮宰の地位を得たと明示されている。Fredegarii chronicorum lib.IV, c.42 p.142 参照。
- (45) Actus, p.128-129
- (46) Actus, p.132
- (47) Actus, p.129
- (48) ヴォージュ地方にある S<sup>t</sup>-Mihiel 修道院長 Smaragdus は、9世紀に「発音における名詞の性の違い、意

- 味における性の違い」という文章の中で、女性形の発音でありながら男性の意味をもつ名詞の例として、一連の固有名詞を挙げているが、そこで示されているのは Egica, Witiza, Wamba など全て西ゴートの人名である。その中に Ega (=Aega) も見える。Bibliotheque nationale Paris, ms. lat. n°14089 fol°17r
- (49) Ebling, Prosopographie, n° CXCVI
- (50) Actus, p.113
- (51) Fredegarii chronicarum lib. IV, c.45 p.144
- (52) Fries, op. cit. p. 18 n.13 et p.19
- (53) Vita sancti Arnulfi, c.14 in MG. SRM. t.2, p.437—438; R.Sprandel, Der merowingische Adel und die Geschichte östlich des Rheins, Freiburg in Breisgau 1957, p.18
- (54) Actus, p.132
- (55) Actus, p.109
- (56) Ebling, Prosopographie, n° LX
- (57) Actus, p.111
- (58) "...et jam dicto parente meo Sigeleno..." Actus, ibid.
- (59) Ebling, Prosopographie, n° CCLXXXI ; Diplomatum Imperii, t.1 n°10 in MG. DD. t.1 p.13
- (60) Actus, p.114
- (61) Greg. Turo. Hist. lib. IX, c.26 p.445
- (62) インゴベルガの血を承けてはいないが、カリベルト 1世の娘ベルテフレデの本拠がル・マン地方にあった(Greg. Turo. Hist. lib. IX, c.33) ところから、また王妃自身がル・マン教会にも寄進をしているところから、こうした推定には充分な根拠がある。
- (63) Actus, p.104
- (64) それぞれ Actus, p.114, 126, 130
- (65) Actus, p.88
- (66) Aunigiselus diaconus ; Actus, p.127., Eomerius diaconus ; ibid. p.131., Gundobaldus diaconus ; ibid. p.109., Malaricus diaconus ; ibid. p.118., Domnigiselus diaconus ; ibid. p.140., Romulus presbyter ; ibid. p.116
- (67) 佐藤彰一「教会登録貧民考—中世初期の教会と社会—」『社会史研究』第 5 卷1984 54頁参照。
- (68) Dundana; Actus, p.129., Theudoaldus ; ibid. p.131
- (69) Actus, p.129
- (70) Actus, p.113
- (71) Gadby, op. cit. p.90
- (72) Actus, p.118
- (73) Gadby, op. cit. p.99—100
- (74) Actus, p.112
- (75) Actus, p.113, 667年のオルレアンのサン＝テニヤン修道院長レオデボドゥスの寄進状には、オルレアン市内の area に、似たような大規模な家屋を所有する商人(negotiator)Paulonus なる人物が見える。彼はその家に居住する人々 (accolabus ibidem residentibus) も含めて、Fleury 修道院に寄進している。都市内での商人のこの種の不動産所有は、かなり広範に見られた現象なのであろうか。Pardessus, Diplomata. t.2 n°350, p.142—145 参照。
- (76) Actus, p.113
- (77) Greg. Turo.Hist. lib.X,c.26 p.519
- (78) Duchesne, Fastes t.2 p.471
- (79) Ibid.

- (80) W.Bleiber, *Naturwirtschaft und Ware-Geld-Beziehungen zwischen Somme und Loire während des 7. Jahrhundert*, Berlin 1981, p.104. 参照。
- (81) *Actus*, p.131
- (82) *Diplomata Imperii*, t.1 p.13
- (83) 33頁参照。
- (84) *Greg. Turo. Hist. lib. VIII, c.44 ; lib. IX, c.13.* p.410-411 et p.427-428.
- (85) *Actus*, p.128
- (86) R.Sprandel, "Grundbesitz-und Verfassungsverhältnisse in einer merowingischen Landschaft : die Civitas Cenomannorum", in *Festschrift für G.Tellenbach*, Freiburg in Breisgau 1968, p.45
- (87) *Belletrudis*, Bettana ; *Actus*, p.117., Audericus ; *ibid.* p.130., Ebolenus, Trilonus; *ibid.* p.139., Bertholenus, Mantarigus ; *ibid.* p.117., Ebretradus, Medigiselus ; *ibid.* p.126., Daulfus ; *ibid.* p.104., Guntherus ; *ibid.* p.140., Leugadia ; *ibid.* p.131., Leuttherus ; *ibid.* p.139., Dolenus ; *ibid.* p.118., Remoaldus ; *ibid.* p.126., Theudoaldus; *ibid.* p.131., Hisigisilus; *ibid.* p.130
- (88) L.Fleuriot, *Les origines de la Bretagne*, Paris 1982, p.163-196 参照。
- (89) Guntha ; *Actus*, p.105., Mancia, Ceta ; *ibid.* p.109., Basilius, Baudegundus ; *ibid.* p.106., Avantus, Leodelene ; *ibid.* p.120., Nunciana ; *ibid.* p.130, 132, 133.
- (90) Daulfus と Guntherus
- (91) Bobolenus (トレギュ) ; *Actus*, p.104., Areoaldus (ボルドー) ; *ibid.* p.123., Berthigiselus (ヴァンドーム) ; *ibid.* p.130., Chargarius, Ragnaricus (エタンブ) ; *ibid.* p.128.

#### I . 4. 小括

クロヴィスの孫の世代がフランク王国を統治し始めた550年代の中頃に、メロヴィングー王家に連なる高級門閥の一門に生を享けたベルトラムヌスは、おそらく幼少年期を父系の門閥の拠点であるルーアン地方で過ごし、そして570年代の初めにフランク人の崇敬が特に篤かった聖マルティヌスの司教座であり、祖母イングンデが修道院長をつとめる都市トゥールで髪を落として聖職者の道に入った。聖職者としての修養は一族と関係の深い宮廷の膝下、聖ゲルマヌスが司教をつとめるパリで行なわれた。彼はパリ司教座の助祭、ついで助祭長をつとめるかたわら、パリの宮廷サークルの一員として宮廷にもたびたび姿を見せていたであろうことは、宮廷詩人のヴェナンティウス・フォルトゥナトゥスとの交流からもうかがい知れる。当時パリは567年のカリベルト1世の死後、残った3人の兄弟、すなわちキルペリクス、シギベルト、グントラムヌス三者の間で、いすにも属さない一種「中立都市」的性格を与えられていたが、実質的にはソワッソンの王キルペリクスの支配下にあって、その宮廷として機能していた。だが584年の同王の死後は、キルペリクスの息子クロタールが幼王ということもあって、グントラムヌスが後見者として君臨し、国政をとりしきったのである。ベルトラムヌスは585年に叔父のボルドー司教が死去した折に、その後継者として司教座につく寸前までいったが、結局望みを果たせないまま終わった。しかしその翌年の586年、パリ宮廷と特別の縁の深いル・マン司教座をあてがわれる。前任者のバウデキシルスがキルペリクスの宮宰から司教になった人物であり、おそらくベルトラムヌスの場合も、バ

リの宫廷サークルが人選にあたって重要な役割を果たしたものと思われる。彼は幼王クロタールの後見者であるブルグント王グントラムヌスによって、司教座への登位を正式に承認され、同王にたいして誠実宣誓を行ったものと見られる。

593年にグントラムヌスが、そして596年にグントラムヌスの後継者となっていたアウストラシア王キルデベルトが相次いで他界した後、ようやく実効的な支配権を行使しうる体制を整えたル・マンの宗主クロタール2世に、ベルトラムヌスは解消不能の誠実宣誓をおこなう。激動の内戦期に、二度にわたって司教座を追われながらも、常にクロタールへの忠誠を護り、その地位を回復した。最終的にその他位を安定させた607年以後、おそらくベルトラムヌスは、かつてのパリ宮廷で得た人脈とグントラムヌス、キルデベルト2世のもとでの司教在任期に作りあげた聖界での交友関係をもとに、政治工作にも従事した筈である。工作の対象はル・マンに地理的に近いオルレアンを西端とするブルグンド王国に向けられたと考えるのが論理的であろう。とりわけ、この王国で大きな影響力を揮ったブルンヒルデが強く指向したローマ的諸制度、とりわけ税制の復活やガロ＝ローマ人の高級官職への多数起用は、最もフランク的な色彩をもつネウストリア分王国で強い反発と同時に危機感をひき起こし、また何よりもブルグンド分王国内部でも大きな政治的亀裂を創り出してもいたのである。613年に起った、宮宰ヴァルナカリウスを始めとするブルグンド王国首脳部のブルンヒルデへの離反は、こうした工作の成果であると、われわれは推測する。ネウストリア王によるフランク統一王権確立に大きな寄与を果たしたベルトラムヌスにたいして、当然のことながらクロタール2世は多大な恩恵によって報いた。実質的に空位に近い状態にあったトゥールの司教座をも掌握しつつ、翌614年に新政権の統治プログラムの一環を策定するパリ公会議において、ベルトラムヌスは指導的役割を果たした。ここで最大の関心をもって議論されたものが、ひとことで言えば、教会財産の保護の問題であった。ベルトラムヌス自身が作成させた長大かつ詳細な遺言状は、まさしくこうした関心に支えられた保護手段の実現であると言ってよい。当時まだ一般的に使われていたパピルスではなく、より耐久性のある羊皮紙を素材に使用したことも、こうした関心のあらわれであろう。

『Gesta』は、ベルトラムヌスが司教在任中に、土地及び家屋などの不動産を精力的に増やし続けた事実を指摘しており、遺言状はこのことを具体的かつ詳細に明らかにしている。こうした所領の構造や、経営組織の問題については次節で詳しく論ずることにして、ここではごく一般的に、この時期土地所有関係の大きな変動と土地財産の流動化が見られるという点を指摘しておきたい。ただしそれが教会を含めた社会の上層部内部での還流現象、再分配にとどまるものか、それとももっと社会の深部にまで達する中小土地所有者まで巻き込んだ広範な動きであるのかは、これまた次節での詳しい検討をまつて、はじめて答えられる問題である。ベルトラムヌスに不動産の寄進・売却を行った者は様々の社会層、職業にわたっているが、不動産の所在地と人名的所見をもとに整理してみると、ル・マン西部のブルトン人と辺境地帯は圧倒的にゲルマン人の、また

都市ル・マンとその近郊には比較的ガロ＝ローマ系の人々の定住が見られるようで、この地方では古代最末期の定住・社会構造の基本的枠組が、この時期まで保持されたとの印象を受ける。

ベルトラムヌスは、遺言状に列挙されている遺産の2割を、甥及び甥の子供に遺贈した。この一門の同定は、仮説の多い本稿の中でも、最も仮説的な要素であることを告白しておかなくてはならない。しかしながら、基本名(Leitnamen)の追求と所領分布の確定、及びこれら二要素の対応関係の検討というプロソポグラフィ的手法の基準は一應踏まえており、史料の絶対的欠乏という中世初期史研究の隘路においては、これは許される試みであると信ずる。こうした前提に立っての推論であるが、ベルトラムヌスの妹が嫁いだと思われる一門は7世紀中葉以後、ルーアン司教アウディヌスを筆頭にルーアン、パリ宮廷、北ブルグンド、テューリンゲンとフランク王国の様々な地域に勢力を扶植し、拡大してゆく。そもそもこの一族に、当初からテューリンゲン人の血統が入り込んでいた可能性が大きいのだが、フリーゼが強調するように、初期フランク時代に既にフランク支配領域の諸地方間の人的交流は活発に行われていたのであり、ザクセン、テューリンゲン、アレマンネン、バイエルンの周辺諸部族の門閥みならず、西ゴート、ランゴバルトと言った隣接王国出身者までが、フランクの支配層の中に入り込んでいたのである。遺言状に登場し、またダゴベルト治下にネウストリアの宮宰となったAegaは、明らかに西ゴート人の出自である。従ってRadulfus一門のテューリンゲンへの定着を一概にフランク貴族層の周辺地域への進出と、単純にとらえてはならないのである。(未完)

